

石兩
附假
山梨縣
布達之寫

C2
111
53-0

館書圖京

函三三 門新

架五 部〇一

號 類

113
53-06

明治十三年三月

兩假

やまきまけんれふれのうりま

山梨縣布達之寫

名附
東本園
香山園

甲府常盤町四番地

又新社發兌

本縣甲第三十二號より四十五號に至る
 太政官第六號八號に至る
 大藏省甲第廿一號より三十八號に至る
 内務省甲第三號四號六號
 内務省甲第五號
 工部省第四號第五號
 開拓使甲第一號より三號に至る
 本縣乙第二十五號より三十號に至る
 全勸業報告第三號より五號に至る
 全衛生報告第二號

兩假 りやうが
 山梨縣布達之寫 まがはけんふたつりのうつし
 名附

索引 明治十三年 第三月

- 甲第三十二號 三月二日 牛馬賣買免許鑑札紛失 一丁
- 内務省番外 二月十八日 本縣三月二日 綿糖共進會規則中分注取除 同丁
- 大藏省甲第三號 二月廿四日 全三月四日 明治十五年穀類葉煙草業種共進會開設 同丁
- 大藏省甲第廿臺號 二月廿六日 全三月四日 金祿公債證書盜難の處發見 同丁
- 大藏省甲第廿二號 全日 金祿公債證書被盜取 二丁
- 大藏省甲第廿三號 全日 金祿公債證書所在不分册 同丁
- 甲第三十三號 全五日 通常縣會の儀都合有之延期 三丁

○太政官第六號	三月二日	全	徳島縣と置き阿波一國管轄	同丁
○大藏省甲第廿四號	全八日	全	金祿公債證書盜難の處發見	同丁
○大藏省甲第廿五號	全	全	金祿公債證書紛失	同丁
○大藏省甲第廿六號	全	全	金祿公債證書所在分明處の所發見	同丁
○大藏省甲第廿七號	全	全	金祿公債證書紛失	同丁
○甲第三十四號	全	全	三等巡查寺門晴雄印章手帖遺失	同丁
○甲第三十五號	全	全	米山善左衛門地券証被盜取	同丁
○甲第三十六號	全	全	四等巡查近藤安政印章遺失	同丁

○開拓使甲第一號	全	全	後志國余市郡へ新に村落を設く	同丁
○甲第三十七號	全	全	藤村縣令婦懸	同丁
○開拓使甲第二號	全	全	釧路國厚岸郡へ新驛設置	同丁
○大藏省甲第廿八號	全	全	金祿公債證書盜難	同丁
○大藏省甲第廿九號	全	全	百四十三銀行三十銀行へ合併	同丁
○大政官第七號	全	全	舊琉球藩負債償還貸附金取立方被定	同丁
○内務省甲第四號	全	全	蒙洲博覽會出品規則中改正	同丁
○大藏省甲第三十號	全	全	秩録公債證書所在不明の處發見	同丁

○大藏省甲第三十二號	全全	十三日	金祿公債証書紛失の處發見	同日
○大藏省第甲三十二號	全全	十八日	米穀限月賣買は米商會所に限る	九丁
○甲第三十八號	全	十八日	徵兵當時免役者名稱變換の者は可届出	同丁
○甲第三十九號	全	十九日	群馬縣南甘樂郡戸長役場公証割印帳焼亡	十丁
○甲第四十號	全	日	新潟縣頸城郡戸長役場公証割印帳焼亡	同丁
○甲第四十一號	全	日	官林町締規則第四條取消	同丁
○大藏省甲第三十三號	全全	十六日	金祿公債証書紛失の處發見	十一丁
○開拓使甲第三號	全全	十三日	後志國歌樂郡有戸驛を潮路へ移す	同丁

○大藏省甲第三十四號	全全	十七日	舊公債証書紛失の處發見	同丁
○大藏省甲第三十五號	全全	日	起業公債証書紛失	十二丁
○工部省第四號	全全	十八日	千葉電信分局の佐倉出雲崎の長岡電線架設	同丁
○甲第四十二號	全	廿五日	惡疫流行に付ては豫防力注意	十三丁
○甲第四十三號	全	日	藥品取扱規則公布付給具染料等掲載者規則可準	同丁
○甲第四十四號	全	日	學務委員撰舉規則中増加	十四丁
○大藏省甲第三十六號	全全	十九日	地金受取方規則中消除追加	同丁
○大藏省甲第三十七號	全全	日	金祿公債証書盜難	同丁

○大藏省甲第三十八號	全	廿二日	甲第三十二號布達中五字刪除	十五丁
○內務省甲第五號	全	十九日	虎列刺病豫防の儀は衛生局第十三號報告の通り可心得	同丁
○太政官第八號	全	廿五日	銃砲取締規則中増加	同丁
○大藏省甲第三十九號	全	廿四日	金祿公債証券所在不分明	十六丁
○工部省第五號	全	日	工部省構内並に京都神戸間鐵道停車場電信分局に於て官私通信取扱	同丁
○內務省甲第六號	全	日	綿砂糖共進會規則中分注削除	十七丁
○甲第四十五號	全	廿九日	地方税假割の分本徴收額に定	同丁
○乙第二十五號	全	二月十八日	輜重輪卒概則	同丁

索引

○乙第二十六號	全	三日	地方税金出納期限	二十丁
○乙第二十七號	全	十一日	各課事務章程改正増加	同丁
○乙第二十八號	全	十五日	衛生課職制並に事務章程定	廿一丁
○乙第二十九號	全	十九日	山林局御雇官林巡回人名	廿六丁
○乙第三十號	全	日	乗合馬車乘員定め	廿七丁
本縣勸業報告 第三號	全	十日		
全 第四號	全	十二日		
全 第五號	全	十五日		
全衛生報告 第二號	全	五日		

甲第三十二號 三月三日

南巨摩郡

伊沼村平民

佐野角右衛門

第一千百拾二號

一牛馬賣買免許鑑札

右之者へ兼て下附致置候標記の鑑札客年十二月中自宅
於て紛矢候趣届出候に付右鑑札所在見聞れ者は速に最寄
警察署へ届出べま此旨布達候事

○内務省 番外 二月十八日
大藏省 番外 本縣三月二日

府 縣

綿糖共進會規則第二條中初製糖は分注は取除候條此旨相
達候事

○内務省 甲第三號 二月廿四日
全三月四日

來明治十五年二月一日より同三月三十日まで東京に於て
穀類葉煙草種菜共進會開設候條此旨布達候事

但出品手續會場規則審査規則並開設レ場所等は追て布
達致可事

○大藏省甲第貳拾壹號 二月廿六日
全三月四日

金祿公債證書

拾圓 丙子 五四八七 壹枚

右は廣島縣士族松本彰所有の分盜難に罹候段客年十月六
日甲第九拾八號を以て及布達置候内今般發見候條此旨更

に布達候事

○大藏省甲第貳拾貳號 全全 日日

金祿公債證書

鹿兒島縣士族

貳拾五圓 丁ハ 參參八壹壹枚 大寺彦太郎

拾圓 丁ハ 五貳四貳壹枚 同 名

全

五拾圓 丁ハ 參參參九壹枚 長野珠城

拾圓 丁ハ 自五貳參〇三枚 全 名

全

拾圓 丁ハ 五八二〇二枚 月野興太郎

鹿兒島縣士族

拾圓 丁 五八四八 貳枚

山口與左衛門

右は本年一月三日夜被盜取候段届出候條以後右種類記名の證書一切取引を爲す可からき且其所在見聞の者は速に管轄廳を訴出管轄廳よりは即當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第貳拾三號 全日

金祿公債證書

拾圓 丙 自六九九 至七〇一 三枚

右は兵庫縣士族長谷川保次郎所有の分同人死亡該證書所

在不分明の趣客年十一月十三日甲第百九號を以て及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○甲第三十三號 全五日

本年通常縣會之義都合有之三月中に於て開會難致候に付延期候條此旨布達候事

但開會期日之義は遅て決定れ上猶可相達候事

○太政官第六號 三月二日 全八日

今般德島縣を置き阿波一國を管轄せまめ候條此旨布告候事

○大藏省甲第貳拾四號 全二日 全八日

金祿公債證書

貳拾五圓 丙 陸 參壹貳五 壹枚

右ハ廣島縣士族松本彰所有の分盜難に罹り候段客年十月六日甲第九拾八號を以て及布達置候内今般發見候條此旨更ふ布達候事

○大藏省甲第貳拾五號 全全日 全日

金祿公債證書

貳拾五圓 丙 陸 七參七六 壹枚

拾圓 丙 陸 自壹五八壹 四枚 至壹五八四

右ハ秋田縣士族佐藤幸藏所有の分藤田美志へ預け中客年十一月中紛矢候旨届出候條以後右種類ハ証書一切取引と爲そ可あらす且其所在見聞の者は速か又管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第貳拾六號 全全日 全日

金祿公債證書

五百圓 丙 陸 參九 壹枚

三百圓 丙 陸 壹〇五三 壹枚

右ハ千葉縣士族山路壽富所有ハ分所在不分明の趣客年十二月廿三日甲第百三拾四號を以て及布達置候處今般發見候

條此旨更に布達候事

○大藏省甲第廿七號 全十四日
全十日

金祿公債證書

百圓 丙陸 五四六〇壹枚

右ハ東京府下寄留島根縣士族士岐頼亮所有の處客年十二月廿六日出火の際紛矢候旨届出候條以後右證書一切取引を爲と可からせ且其所在見聞の者は速かに管轄廳訴へ出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○甲第三拾四號 全 十一日

本縣三等巡查寺門晴雄本年二月十七日北都留郡大原村

於て豫て相渡之置候本縣ハ印章及び警保課在印の手帖遺矢候旨届出候條若一右印を以て詐偽と構候者有之哉も難斗に付爲心得此旨布達候事

○甲第卅五號 全 十二日

甲斐國西山梨郡相川村古府中
第貳千四百九拾貳番

持主

米山善左衛門

一畑貳畝廿七步

地價金拾壹圓五拾錢六厘

前記米山善左衛門所有の地券証被盜取候旨届候間同人へ之更に券狀授與候條右被盜取たる券狀は以後無効たもの可相心得且其所在見聞の者は最寄警察署へ速に可申出此旨布達候事

○甲第三十六號 全 十五日

本縣四等巡查近藤安政本月四日北巨摩郡河原部村より歸途豫て相渡置候本縣の印章遺失候段届出候條若之右印章と以て詐爲を構へ候者有之哉も難計に付爲心得此旨布達候事

○開拓使甲策一號 全 十六日 全 十五日

當使管下後志國余市郡に於て新に村落を設け仁木村と稱之候條此旨布達候事

○甲第三十七號 全 十六日

紫朗儀地方官會議に付出張致し居候處昨十五日歸縣候條

此旨布達候事

○開拓使甲第貳號 全 十八日 全 十六日

當使管下釧路國厚岸郡落石驛と同郡濱中驛の間初田牛へ新驛設置初田牛驛と稱之里程左に通り候條此旨布達候事

自落石驛 四里

至初田牛驛

自初田牛驛 五里

至濱中驛

○大藏省甲第貳拾八號 全 十六日 全 十六日

金祿公債證書

五百圓 丙 壹八六九 壹枚

拾圓 丙 四〇九九 貳枚

右ハ高知縣士族永野久義所有の分同縣下宮崎久右衛門ハ預け中客年十二月十日盜難に罹候段届出候條以後右種類證書一切取引を爲そ可からず且其所在見附の者は速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第貳拾九號 全日

千葉縣下八街村第四百十三國立銀行の義今般東京第三十國立銀行へ合併營業いたす度旨願出則ち聞届候執てハ第

百四十三銀行より發行せし所の紙幣は從前の儘通用せしめ右引換方等の義之第三十銀行本店に於て爲取扱候條聊無疑念授受可致此旨布達候事

○太政官第七號 全十一日 全十八日

舊琉球藩負債償還並に貸付金取立方左の通り被相定候條此旨布告候事

但舊同藩へ調達金證文所持の者は來る五月三十日を限り本證文へ元利勘定書相添各其管廳を経く大藏省へ可申出既み大藏省へ由有之分並に天保度以前の古借は申

出るに及は(老)右期限を失(老)候分は一切採用不相成候事
負債償還方

第一項

弘化元甲辰年以降蓄琉球藩へ借入金は公債に相立消却
元利全額現金を以て一時償還に及ぶべき事

第二項

天保十四癸卯年以前の古借は公債に不相立候事
貸付取立方

第一項

舊琉球藩より貸付有之金穀並に各種の不納物は舊同藩約

定の通り可取立事

第二項

天保十四癸卯年以前の貸付金穀並に各種の不納物は取立
に不及候事

内務省 甲第四號 全全 二十 十八日

明治十二年十二月廿二日 甲第十四號 布達 豪洲メルボルン
府博覽會出品規則第五條左之通り 改正候條 此旨 布達 候事

第五項

出品持渡り片道運賃は官より給興すべ(老)尤も賣残り品時

歸運賃藏敷料及び彼地諸税等は自費するべし

○大藏省甲第三拾號 全全 日日

七年發行

秩祿公債證書

百圓 三九七〇番 壹枚

右は東京府士族石川遠朋所有證書にして所在不明の旨本年一月九日甲第壹號を以て及布達置候處今般發顯候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第三拾壹號 全全 日日

金祿公債證書

三百圓 丙子 五九九貳壹枚

百圓 丙子 七六貳八壹枚

五拾圓 丙子 參參〇七壹枚

拾圓 丙子 四參六四壹枚

右は長野縣士族黒河内修政所有の分紛失候旨本年一月九日甲第貳號を以て及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第三拾貳號 全全 十三日 十八日

米穀限月賣買の儀は明治九年第百五號公布の趣も有之該條例に遵ひ會所を設け營業候儀は其處に依り許可相成候處右限月並に現場限月賣買より起る現場と云賣買取引と

布達之篇

米商會所内に限り差許され候儀にて他の地方へ會所の支
社出張所を取設け又は仲買人の分店代理人取次人等を置
候儀不相成は勿論渾て會所外に於ては仲買人たりとも其
業務取扱候儀一切不相成筋に候條心得違無之様可致此旨
布達候事

○甲第三十八號 全 十八日

明治十年以後徵兵適齡にして當時免役に屬せざる者の内昨
十二年十月廿七日(徵兵令公布の日)以來其名稱を罷たる者
は徵兵令第三十二條に通り徵集に可應答に候條同日以後
名稱の變換候者は同年當縣甲第百七十七號布達に照準可

届比旨布達候事

旺々本文客歲十月廿七日より當今迄係るものは此際
悉皆届出べし

○甲第三十九號 全 十九日

群馬縣南甘樂郡麻生村柏木村聯合戸長役場客歲一月廿九
日失火に際該役場に備置有之地所並に建物等賃入書入公
証割印帳焼亡候に付當縣下に於て右兩村に係る地所建物
賃入書入及び抵當とて金穀を賃付戸長に公証割印と受
たる債主は本年三月卅一日迄に該村役場へ可届出若右
日限過去り申出無之地所建物は一切關係無之者と一公証

取計相成候條此旨布達候事

○甲第四十號全 日

新潟縣下頸城郡上正喜村中屋敷村官野村
新田寺分村 右七

ケ村戸長役場質入書入割印張明治六年一月より同十二年

十二月迄の分焼矢候に付地所建物質入書入金穀を貸附戸

長の公証割印を受たる債主は本年四月三日限り該各村役

場へ可申出若し右日限過去申出無之地所其他は一切關係

無之もれと云公証取計相成候條此旨布達候事

○甲第四十一號全 日

明治十一年三月甲第六拾一號布達官林取締假規則第四條
取消候條此旨布達候事

○大藏省甲第三拾三號 全 十六日
全 十九日

金祿公債證書

百 圓 丙 丙 六八參六壹枚

右は長崎縣士族田中德太郎所有の分紛失候段本年二月九
日第十五號を以て及布達置候處今般發見候條此旨更ふ布

達候事

○開拓使甲第三號 全 十三日
全 廿二日

當使管下後志國歌樂郡有戶驛を同郡潮路村へ移之潮路驛
と稱之里程左に通りに候條此旨布達候事

一自中歌路 二里七丁

一自潮古丹路 二里二拾九丁

一自黑松內路 三里三丁三拾間

○大藏省甲第三拾四號 全十七日
全廿二日

舊公債證書貳拾五圓ふ印 七貳貳番
七貳三番 貳枚右は東京府下渥美
繁所有の分於自宅紛失候段客年十二月十日甲第百貳拾五
號を以て及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第三拾五號 全全日
全全日

起業公債證書無記名
五拾圓第貳號 四六三三番壹枚

右は三重縣下伊勢國度會郡泉村山本峯松所有の處紛失候
旨今般届出候條以後該證書一切取引を爲す可からず且其
所在見聞の者は速かに管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當
省へ可届出此旨布達候事

○工部省第四號 全十八日
全廿四日

千葉縣下千葉電信分局より同縣下佐倉及び新潟縣下出雲
崎電信分局より同縣下長岡へ電線架設右兩所へ分局を設

置し來る四月一日より開局音信料左の通りに候條此旨布達候事

一 佐倉分局より隣局千葉へは和文一音信料金七錢歐文は金貳拾五錢を拂ふべし

一 東京其他各線路分局より佐倉への和文壹音信料は千葉への料金よ金貳拾錢を加へ歐文は金貳拾五錢を加ふべし

○

和文

一 長岡分局より隣局出雲崎へは壹音信料金七錢を拂ふ

べし

一 東京其他各分局より長岡へは料金は出雲崎までは料金に金二錢を加ふべし

歐文

一 長岡分局より隣局出雲崎へは壹音信料金二十五錢を拂ふべし

一出雲崎以南各分局より長岡への料金は新潟と同之以北新潟及び新發田分局よりは柏崎と同之

○ 甲第四十二號 全廿五日

頻年惡疫流行に付ては各地方に於て豫防方等夫々盡力候得共病毒は劇烈なる遂に比屋死亡一家殆んど絶滅に至候

儀も有之趣達

天聰深く惘然に 被思食即今追々温暖の候に向候に付は
餘儀再燃の恐も有之殊に 慮慮を被爲惱豫防向格別行届
候様其筋へ

御沙汰被爲在尙衛生費として内庫に金千圓當縣へ下賜候
條豫防方に付ては猶追々可相達義も可有之候得共各自よ
於ても厚

敬旨を奉体之病源を未萌に消除候様精々注意可致此旨布
達候事

○甲第四十三號全 日

本年一月太政官第壹號を以て藥品取扱規則公布相成候に
付ては繪具染料等も第二類第三類表中に掲載有之ものは
該規則に照之賣買可致等に 條心得違無之様可致此旨布
達候事

○甲第十四四號全 日

本年甲第廿六號布達學務委員撰舉規則第一條第二款中懲
役の下(及禁獄)の三字増加候條此旨布達候事

○大藏省甲第三拾六號全 廿九日
全 廿五日

昨明治十二年十月甲第百壹號布達造幣局出張所地金受取
方規則第四條中精製分析料の但書(右は都て千分中雜物百

分未滿のものどす云々を削除し同條未行へ左の通り追加
候條此旨亦達候事

右各項の精製分折料は都て千分中雜物百分未滿のもの
とす若し雜物百分以上と含有する地金は右費用外左
の増手數料を受取り二百分以上は倍數と受取るべし但し
雜物二百五拾分以上の地金は精製の爲め受取りざるべ

其地金 純金拾ナンスコ付 金三拾四錢九厘
所含ノ 純銀同斷 金貳錢貳厘

○大藏省甲第三拾七號 全全 日日

金祿公債證書

百圓 丙子 六六九壹枚

右は愛媛縣士族古川金十郎所有の分同縣下淺山宗辰へ預
り中本年一月廿二日盜難に罹り候段届出候條以後右證書
一切取引を爲す可からせ且其所在見聞の者は速かに管轄
廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第三拾八號 全全 廿二日 廿五日

明治十三年三月當省甲第三拾貳號布達中(他の地方へ)の五
字刪除候條此旨布達候事

○内務省甲第五號 全全 十九日 廿七日

昨明治十二年六月當省乙第三拾二號を以て虎列刺病豫防
及び消毒法の儀は衛生局第拾壹號報告の通可心得旨相達
し置候處今般同局第拾三號報告を以て消毒藥法改正増補
候條更に右報告の通り可相心得此旨布達候事

○太政官第八號 全廿五日
全廿九日

明治五年正月第二拾八號布告銃砲取締規則第二則中左の
一項増加候條此旨布告候事
一 免許商人は陸海軍準士官以上れ武官より其所有の軍用
銃並に其彈藥類を買入をんとするときは買入願書に其
買入の連署を爲さしむべき事

○大藏省甲第三十九號 全廿四日
全廿九日

金祿公債證書

千圓 乙 貳貳〇六參 貳枚

右は東京府士族遠藤常寛所有の處同府下梅澤喜兵衛外貳
人へ預け同人共より尙阿部保へ預け中保義失踪にて該證
書所在不分明の旨届出候條以後右證書一切取引を爲と可
からず且其所在見聞の者は速に管轄廳へ訴出管轄廳よ
りは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○工部省第五號 全日
全日

東京府下赤坂區溜池葵町工部省構内電信分局並に京都府

○内務省甲第六號 全 日

明治十二年甲第十三號布達綿砂糖共進會規則第二條中初製糖之分注は削除候條此旨布達候事

○里第四十五號 全 廿九日

明治十二年二月本縣甲第五十九號布達を以て十一年度下半年季地方稅地租割戸數割の義假割にて徵收致置候處右は其儘該季本徵收額に相定候條此旨布達候事

○乙第廿五號 全 二日

郡町村役所

輜重輸卒概則別冊の通相定候旨陸軍省より達有之候條爲

心得此旨相達候事

達甲第七號 二月十八日

鎮臺府縣

輜重輸卒概則別冊の通相定候條此旨相達候事

(別冊)

輜重輸卒概則

第一條 輜重輸卒は徵兵令第三條に記載する者を以て之に充て有事の際之を召集之諸般運輸の用に供す

第二條 其人員は常備豫備及び後備の三役に在る者を合
之第一軍管に二萬五千人とす因て各軍管毎歲常備二千五

百人宛と徴集せよ

第三條 各軍管に於て毎歲徴集せよ

に掲ぐる如くと雖も其抽籤番號の順序を以て二十分

一乃至十分一を入營せしめ其他は郷里に在て常備役を

帶せよ

第四條 毎年入營せよ

期に分ち其一期を三ヶ月とせ四月七月の兩度とせ但

去入營前若しくは退營後の日數は郷里に在て常備役を

第五條 輸卒在營中は輜重兵隊に屬せ其士官下士とせ

監視教導に任せよ

第六條 輸卒入營中は左に課程を練習せよ

術科

一 基本操術

一 徒歩生兵教練

一 徒歩小隊教練

一 駄馬術

但し時宜に依り繁駕法をも教ゆべし

一 徒歩車輛術

一 馬匹の手入

一 荷物造り方

□ 授

一 室内の定則

一 兵隊の稱號

一 武官の階級及び徽章

一 誓文及び讀法

一 服従定則

一 願請訴訟

一 陸軍敬禮式

一 駄鮫部分の名稱

一 徒歩車輛部分の名稱

一 駄鮫解散及び附接清拭法

一 番兵に係る諸件

第七條 有事の日に當り召集する所の輸卒は適宜の被服を與へ日給は輜重兵二等卒に同ふを然れども平時入營練習せし者は上等の職務を命ずることあるべし

○乙第廿六號全 三日

郡町村役所

十一年度下半季地方税金出納之義務來る二十日限り閉鎖候條同年度に屬する一切の費用にして受取方未済の分は遺

漏なく取調町村役所は同十五日迄に郡役所へ申出郡役所に於ては同十八日迄に本廳へ請求可致且地方税並に村役所經費殘金及び同年度已前に屬する用水路民費課出金其他未納の分は悉習同日迄に上納可取計若右期限迄に納受難相成廉有之候はば金額事由共詳細取調來る十日迄に郡役所へ申出郡役所よ於ては同く三日迄に本廳へ差出可受指揮此旨相達候事

○乙第廿七號 全 十二日

郡 役 所

各課事務章程中別紙の通り改正増加候條爲心得此旨相達候事

○土木課章程中

第八條へ左の但書増加

但飲用水の位置構造等の衛生上に關係するものは該課に協議すべし

○警保課章程中

第十二條但書共左の通改正

第十二條 斃牛馬の捨場と見定め及び其取締をなす事但衛生課と協議すべし

第十三條第三項へ右の但書増加

但道路溝渠の掃除及び修繕等衛生上に係るものは該課

と協議すべし

第十八條へ左の但書増加

但衛生課と協議すべし

○地理課章程中

第四條へ右の但書増加

但新設存廢等衛生課に協議すべし

○乙第廿八號全 十五日

郡役所

本縣衛生課従前の事務章程を廢去更に別紙の通り職制並に事務章程相定候條爲心得此旨相達候事

衛生課職制

一衛生課は管内衛生一切は事務を整理する所とす

一凡そ管理事務其主務皆に稟議えて後處分すべきものと

處分して後報告すべきものは府縣官職制及び時々公達

の旨に依て區處すべし

一凡そ管理事務其規則達指令等を以て委任と受けたる條

件を除くは外は課長を経由總て長次官に決を取て執行

するもれとす其重要事件は課中の商議を経べし若し其

所見を異にするもの各所見を具て決を取るべし

一凡そ管理事務の新設に係るもれ及び従前の方法を改良

するものは地方衛生會に議に付て而る後施行するもの
とす

一 凡そ管理事務中其取締に關し及び病災豫防に係る事項
は警保課に協議を其地理水理に關する事項其他總て他
課關涉の事件は各關係課協議の上施行すべし
一 凡そ決を取るは事細大となく主任者其議案と草を檢印
を受くべし

課長 一員

第一 章程に據り課中一切の事務を統理すること掌
る

第二 課務を各員に分付て事務多端あれば豫て分課を
設け便宜調理するを得

第三 課中等内外吏の功過及び能否勸懲を勘査を黜陟
進退の意見を具申するを得

第四 管掌の事務に付ては其便否得失を具申すると得
屬 定員を便宜之を置

第一 課長を輔け課務を分掌す

第二 課長不在の時は高等の者其職務を代理す但同等
數人あれを上席の者之に任すべし

第三 課中事務の便宜得失に所見あれば課長の意見を

問ひ後ち之を具申せるを得

等外出仕 定員なま便宜之を置

第一 課長屬の指揮を受々課務を調理す

衛生課事務章程

第一 醫師獸醫製藥舖産婆等れ開閉業を督察ま其現員

を調査する事

第二 毒藥劇藥贖敗藥の調合及び其販賣を督察する事

第三 賣藥の調合及び其販賣を督察する事

第四 醫師及び遺族より願出る病屍解剖の事

第五 各地飲水の性質を検査ま井或は水道の位置構造

水源の掃除法等に注意し之が改良を謀る事

第六 腐敗贖造の食物飲料に注意ま之か取締の事

第七 飲食物及び玩弄品の着色料其他顔料染料等取締

の事

第八 市街道路溝渠廁圀芥溜等の掃除及び修繕の事

を設くる事

第九 學校病院囚獄旅舎借屋劇場等の衛生上利害を檢

察する事

第十 市場製造場畜場屠場魚干場等の衛生上利害を檢

察する事

第十一墓地は位置境界及び埋葬火葬の手續方法を定むる事

第十二埋葬場の地形火葬場は構造を檢察五取締の方法を設くる事

第十三公園は新設存廢につき衛生上の利害を檢察する事

第十四各種の傳染病即ち虎列刺。腸室扶私。疹。瘡。癩。疹。實布。埵。利亞。赤痢等の發見に注意之が豫防をなす事

第十五各傳染病に就き消毒法及び患者の離隔法等施行の當否を檢察する事

第十六避病院の員數位置を相定ま患者死者取扱ひの當否を檢察する事

第十七地方病の有無類別及び其地の燥濕寒温人民の常習を査察する事

第十八家畜流行病傳染病の豫防消毒法を行ふ事

第十九種痘檢懺の普及を謀る事

第二十病院盲院聾啞院癲狂院の設立を謀る事

第廿一公立病院を管理ま及び私立病院を監督する事

第廿二郡區醫町村醫配置方法を設くる事

第廿三郡區より出と所ろの出産死亡流産の申報を收受管内の人口死者の壽夭及び疾病の類別を調査して毎半年の統計表を製とる事

第廿四公私立病院癪啞院顛狂院等の設置郡區醫町村醫の配置及び種痘檢讞の員數等と調査を毎半年の統計表又は一覽表を製とる事

第廿五醫師獸醫製藥家藥舖産婆等の開閉業地方病の有無製藥の多寡及び賣藥の増減等を調査して毎一年の統計表を製とる事

第廿六一年中施行せる衛生事項及び管内衛生上の全況を蒐録して考案を附し年報を製とる事

第廿七以上の統計報告等は都て毎期に内務省衛生局に申達する事

第廿八傳染病家畜傳染病中毒死亡避病院配置等と其時々之を内務省衛生局に報告する事

第廿九町村衛生委員配置方法及び事務取扱手續を設くる事

第三十職業習俗に由て健康を傷害とすべき事件を調査し漸次改良除害の方法を設くる事

第卅一 鑛泉の性質効能を檢査浴場の構造法及び浴法等
に注意し且つ其改良を謀る事
第卅二 天然生藥物の有無及び其產地多寡等を點檢申報
する事

第卅三 統計表及び諸報告は悉皆之を地方衛生會に出
其參考に供する事
第卅四 地方衛生會に請求により必要の報告を郡區町村
より徴收する事

○乙第廿九號 全十九日

郡町村役所

内務省山林局御雇當縣出張左の名稱者官林保護並に手入
伐木殖樹等の爲め管下官林有之村々巡回の節人足雇ひ等
人民へ直接候儀も有之等に候條差支無之様可取計此旨相
達候事

山林局御雇

古川 政 徳

○乙第三十號 全 日

郡 役 所

近來乗合馬車營業の者過多の人員を乗車せしめ危険不少
候に付自今一輛毎其馬頭に應じ乗員相定め木札に其定員

を記之該車見易き場所に掲示可致巡行の警察官於て定員外と見認ると此は點檢の上減員可申付儀も可有之候條該營業者へ達方可取計此旨相達候事

但本文四月一日より施行候條其以前定員取極め所轄警察署へ申出檢査を可受事

山梨縣勸業報告第三號

明治十三年三月十日發兌

昨年本縣下葡萄の凶作あるは普く諸人の知る處に於て其産額の如きは平年に比較之十分八の減損なれば隨而價格の如きも未曾有の騰貴よして現に當課試驗所葡萄酒釀造に供する葡萄實之も買入を底止したる景況あり茲が其原因は全く臘病シアの然らざる處なるを以て其病因と豫防方等研究に熱心せしが近頃獨逸パーボ氏の葡萄栽培書を得たは直譯を以て該樹栽培家に示す其書に云く該病の原因は地味疫癘の一點にありと果しく然らんか或人の説

を聞くに縣下明治十年度の大風同十一年度の霖雨連年天
災に罹り爲め該樹疲衰し十一年末に至り技幹枯槁せま
も少あからざりまが翌年に至り果して該病を發せりと因
之て見之を該樹の疲衰より該病自然生ずるは信之て疑
ざる處あり歐州地方に於ても該樹發牛せるは肥地に鮮
瘠地に多きと云へり果して然るに於ては培養に力を盡し
昨年之の慘況を亦本年に見ざる様別紙記載の豫防方を施さ
を其效を成す疑は之該樹栽培家に於ては深く注意を加へ
豫防方等決而怠らざるべし
但別紙豫防方不了解のもの及び其他該樹培養等に係る

件は當課へ出頭質問質議せば其得る處蓋乏鮮少ならず
「オイヂユム、チユケーリ」の説(俗にまらまると云ふ)

西曆千八百四十五年間佛國の或る「セエール」即ち温暖室
内に葡萄樹病發現を漸次に歐州南國の所々へ傳染を每歲
葡萄樹をえて大害を蒙らまめ既に近年に至り大西洋の諸
島に蔓延し殊に「マデラ」島の如きは該病害を蒙り其慘境實
に名狀すべからま今に至る迄是が爲め現に葡萄栽培を再
興する能はざるに至りま云而て該病發の原因世人其
何物なるを採求する能はずまて葡萄栽培家に於ては殆ど
困難を究めたりまが現今に至り漸く其病理を發明を續い

て豫防法等を研究發明せり抑該病は「オイシユム」類即「オ
イチユム、チユケーリ」と稱する奇生植物より生ずる物に
て葡萄樹の此黴病に罹るや技上或ひは賓房に白黴の如き
もの出顯之段々全木に蔓延之木色銹色と變じ芽葉上部よ
り漸々散落之終に病毒を蒙りし技幹枯槁するに至れり獨
乙化學士「リービ」氏の説に曰く近來一般に寄生植物より生
ずる草木黴病の源因と數百年間同地に植物を栽培すはば
自然地味疲瘠するを以て地味を厭苦之斯の如き病害を起
すありと果てて此の説の確實なるを信ず故に此の葡萄病
患れ如きも彼の理れ如く數百年引續同地に栽培すると且

今彼の歐洲暖國よ蔓延之たるを見るに當り暖氣も又此の
病害の媒介を爲す者から乎
世人の此の病理を種々論ぜる所を見るに相牧牯する所の
臆説に過す故に余は爰に唯一二の豫防法を記す我輩彼の
化學士「リービ」氏は論説の確實あるを信之今彼の病樹を豫
防せんと欲するに當り必肥糞れ助けを仰がざるを得ざ故
に地中を深く掘り穿ち空氣をえて充分に疏通せしめ肥糞
（廐糞等なり）を使用し疫瘡之たる地味の勢力を強くせ之め
葡萄樹幹をして養液れ疏通を充分なら之め以て此の病害
と避け之むるよあり

葡萄橋を培植する地方に此の黴病侵襲するに當り殆んど世人知る所の治療法即ち硫黃花を使用する法を説示せんとぞ彼の白黴の如きもの買房或ひは枝上に顯るに當り指或は筆或は刷子等を以て硫黃を其上に撒布する時は必卓効あるべし但纒に一回之を施すを以て足れりとせし世人知る如く硫黃は「オイザコム」に對し効驗あるハ硫酸の刀によるを以て乾燥温暖の日を選びて硫黃花を撒布せば硫酸を生じ該樹に其勢力を發揮せしむるあり硫黃を撒布するの量大約平均「エックタム」吾凡二丁足らざれば地を於て一次に硫黃二十乃至三十「キログラム」一「キログラムハ吾を

費を常とて「エックタム」に硫黃を散布するは只一人を去て二日を要すべし

山梨縣勸業報告第四號

明治十三年三月十二日 發兌

本縣甲府城内勸業試験所に於て去る明治十一年十二年米國綿（アツフランソ）を試作せしが十一年度試験は如きは氣候不順に去て霖雨多く加之幹末を缺斷せざるを綿幹頗る成長きて其高きは或ひは壹丈に向たり而して其綿房の開球したるものは至て鮮少に去て全く殼を破らず腐敗せるもの多く之れ罹災の爲め綿幹の生長を縦にせしめたるに

依るを推量せり如斯第一回の試作と眞の試験に供するに
 足らざるを以て尙十二年に試植を肥料培養等前年同様に
 して唯々幹末を缺斷を専ら肥力を綿實に人をえめたるよ
 依り綿幹生長三四尺にえて夥多の綿房を結び十分に開球
 し殆んど試験に目的を遂げたるものゝ如き則ち第二回試
 験表を左に掲げて有志者の參觀に供す

○明治十二年木綿米國種（アツフラント）日本在來種比較試験
 表

播種地反別	壹畝	米國種	壹畝	日本種
-------	----	-----	----	-----

肥料	燒酎糟、油糟、溷人糞	綿實粕、油糟、人糞、馬屋肥
播種季節	五月十日	五月初旬
手入	六月初旬 同下旬 七月下旬	五月中旬 六月初旬 同下旬 八月初旬
收穫季節	十月廿日より十一月十日迄	九月中旬より十月中旬迄
收穫高	三貫二百目	三貫百目
操綿	壹貫六百目	壹貫二百四十目

右日本種との比較耕耘肥培等同一ありざれば茲に明言を
 る能はずと雖ども其收穫高米國種幾分かの多きを得たれ
 ば尙培養に注意せば果えて日本種より一層収利あるは信
 じて疑はざる處なり
 有志者眼を開き海外貿易上の景況を見よ綿の如きは輸入

物品中の尤も多額あるもこれにまて之を塞ぐの術豈に他あらんや該植物の良種を選び確實の試験を遂ぐ其収利の多きを得漸次一般に普及せしむるにあるあり

本年は日本種と比べ較對照精密の試験をなし尙其確實なるを報告するの目的なりと雖ども自家其實地試植をなさんことと願ふは有志者よは該種を下渡を等に付勸業場へ申出べし

山梨縣勸業報告第五號

明治十三年三月十五日發兌

客歲縣下養蠶の違作なるは氣候不順の然らまひる處と雖ども就中舍利病其一原因を居る而して該病蔓延は各郡中東山梨北巨摩兩郡を以て尤も甚まると現に當課試驗所日野春養蠶所は如きは病勢最も猛烈にまて蠶蟲皆無に至り其病發は三眠の時にありて四眠の頃死するあり成繭の半にまて斃するあり其慘狀實に不可言然而まて該病發の原因或ひは氣候不順寒暖の度俄に昇降變動するより發すと云或ひは養蠶室内空氣の不流通より生ぜると云ふ説あれ

布達之寫

とも未だ兩説れ當否を知る能はず果て氣候不順の然らしむる處とせん村内櫛比の養蠶家より甲家は此病に罹り乙家は否らざるもれあり又空氣不流通より生ずと云と雖ども現に日野春養蠶室に如きは取て空氣室塞等れ患あきを以て見れば必きまも空氣不流通の障礙とも謂ひ難きものあり之に依て之と見を心該病の醸生する何の原因なる探求し能はざるを以て曩に勸農局へ該病因並に豫防方等質問せまに今般其答辨を得たれば別紙に掲げて養蠶家に報告せし若し又もや該病發生縣下一般に蔓延傳染する等の事あれば實に不可言慘毒を蒙るも測るべからず果て

まて然るに於ては縣下物産に隆替衆庶の休戚に係る一大要件あきば養蠶家に於ては飽まで之か防遏れ方法を研究せまんとあるべから先づ試みに別紙記載れ豫防方法等を施ま該病毒に慘境に陥らざる様能く注意を加ふべし

黴菌病豫防法質問答辨

黴菌病の原因は蠶室中空気の流通せざるに在り之を豫防するに室内を適宜に乾燥せ蠶沙の如きは惰たらず之を除き蠶坐をえて蒸熱と起さめめ蠶室の窓戸を適宜に開閉して新鮮なる空気を疏通せまむるを良と又霖雨等にて大氣の濕潤せるるときと蠶坐より粉糠等を多量に撒布せ魁めて乾燥せべし尤も已に發病せるもれば悉く之を除き蠶室より數丁隔たる土中に埋むべし其未だ病に罹らざるものは籠筵等を更換し粉糠を撒布えて乾燥せべし

該病は最も恐るべき傳染病なり若一度發生せれば其根元なる植物性の細粉何をに残留せて毎年蕃殖蔓延するものおれを宜く寒中兩三日間蠶室を悉く洗滌せて寒風を疏通すべし斯の如くすること兩三回に於て器具の如きものは寒氷にて洗ひ寒風に晒すべし豫防の法如此するときは病根決して翌年に波及せざるなり

埼玉縣蠶病之答

該病は一種の蠶類に因て生之が爲に斃死せる者は皆白粉を衣する者なるが故に泰西にては之を稱して蠶病と云ひ又白病と云ふ時珍曰く蠶病風死其色白故曰自死者白蠶と又本草綱目啓蒙に曰く白蠶一名直殭蠶(醫宗金鑑)死冰(輟耕錄)白甘遂(保赤全書)蟻強子(石藥爾雅)白荷(同上)云々本草彙言蠶病風死其體直斃其色自白死且不朽也云々天工開物も若風則偏忌西南西南風大勁則有合箔皆殭者と即ち是あり今左に其經過と病理とを詳明し併せて之が治術と豫法とを論せん

余試に其斃蠶に附著せる所の白粉を採て之を顯微鏡に映せ之に其白粉の如き者は即ち無數の細胞に之を每胞の直經は大畧〇、〇二乃至〇、〇三「ミルリメートル」あり其形ち第一圖の如く彈丸狀に之を一方微に突出せり又其斃蠶を横斷之再び顯微鏡を以て之を檢せしに第一圖イ符の如く白色の糸狀体を全体中に蔓延して口符の如く無數の糸狀体を皮上に直抽之各其頂端に許多の細胞を擔るとは符の如く可是蠶類の一種に之を該蠶病を基せ之者たるを依之と「ハ―ベルランド」氏の養蠶書「ロエニス」の植物書等に質を

に果して鬱類に属にきて羅甸にボトリナス、ハツシヤーナ
 と稱する者たり「ハーベルランド」氏曰く余嘗て試みに此白
 粉を桑葉に散布し以て健康の蠶兒を飼養せよに此桑葉を
 咬食せよ者は悉く此毒を傳染せり而きて其第一眠(即
 ち正眠)れ後に於て此病に罹る者は己に第二若しくは第三眠
 の頃に及んで斃色第四眠(即ち大眠)の後に感染せる者は尙
 は能く繭を結び蛹と成りて后ち斃死せり又曰く抑も蠶
 兒に該病を傳染するや其始め前條試験説の如く蠶兒の餌
 葉を食するに際其白粉即ち蠶種を混ぶて之を吞下し營養
 管に達するに及んで其蠶種漸く絲狀体(即ち根)を萌生せ

て許多の梢枝を分ち先づ腸管を破つて尿管絲腺脂肪組織
 等の諸器管中に侵入し増々其生力を逞ふして全身に蔓延
 する迄は其蠶兒依然とて毫も異状を呈すること未と
 雖ども其終に外皮を擧きて蠶莖を抽くや忽ち斃死し全身
 軟化して得色を帯び而後大凡十二時間と經るときは則ち
 硬化きて白色を呈す次第に白粉を増生す是又據て之を
 観れば該病は則ち前顯鬱類の所爲にきて氣候の冷暑に基
 原せざることに更に疑ひを容かず然り而きて其四眠後に斃
 死せる者は即ち第二若しくは第三眠の後に於て此病に罹
 たる者にして結繭の後ち硬化せる者は即ち第四眠後に傳

染したる者たること明かなり

治術並豫防法

第一條既に其病徴を發せたる蠶兒は之を救ふに由なき速に之を摘除きて其蠶床と清淨すべし

第二條一回該病を逞發せたる養蠶室は毎歲養蠶を始むるの前豫め先づ蠟燭を薰ぎ又石灰を水に浴解きて四壁に塗抹せ強性の膽礬液か又は皓礬液を製して窓板の間柱及び養蠶用の諸道具を洗淨し以て體種の生力を絶つべし

第三條該蠶種は凡一年半を経く枯死せる者なるが故に假令該病を發せたる室と雖ども爾後一年己上を歴て用ゆるときは前法を行はざるも亦妨かま

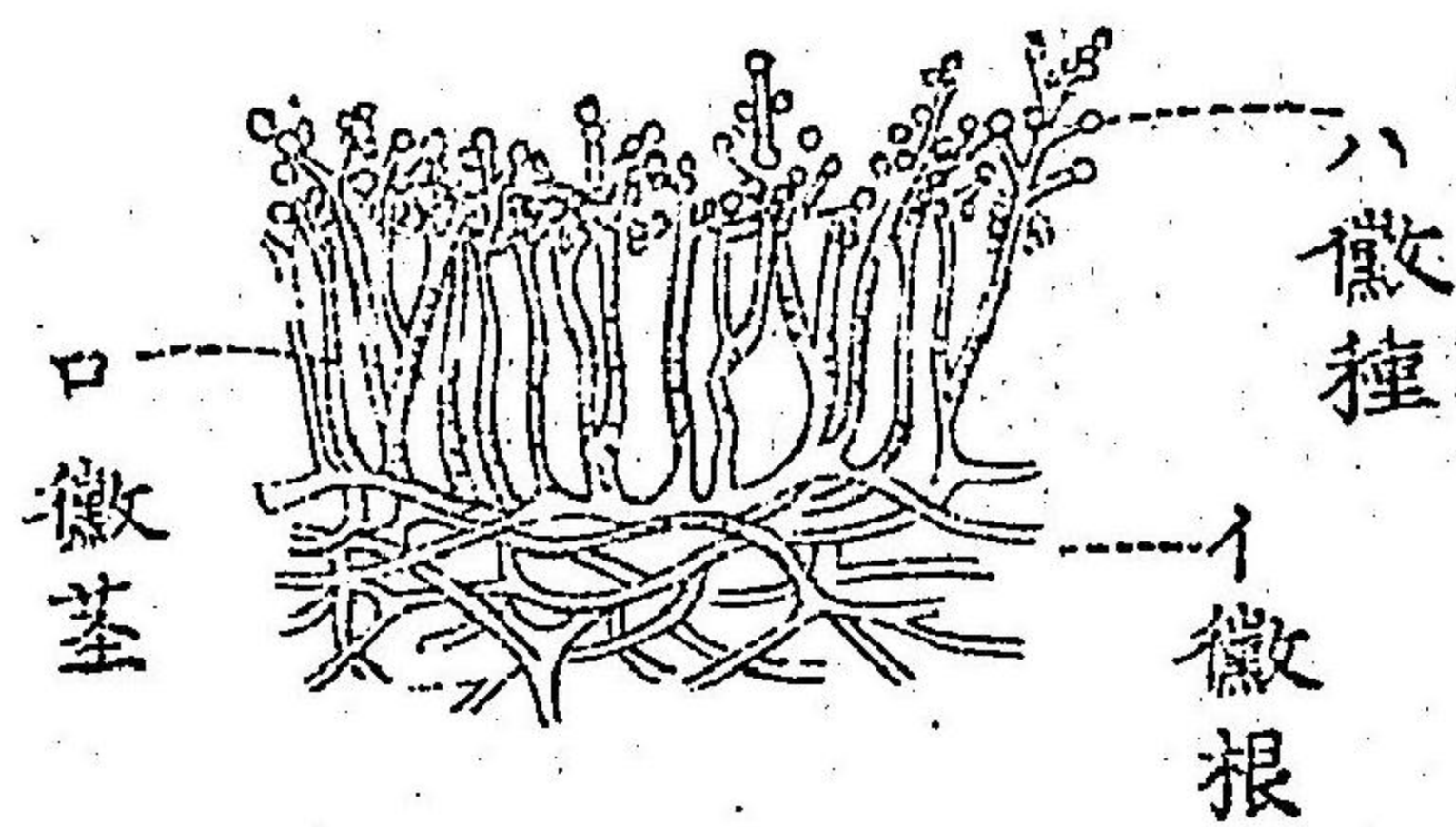
第四條温濕の常度を過ぎ或は温蒸せたる桑葉を與へ又は養蠶室蠶床及び養蠶用の諸器物と不潔よする等は皆該病を媒助する者あり宜ましく注意を加ふべし

附言萩原空衛氏は説に曰く三百頭余の蠶兒卒然堅硬きて斃るるを發見せり云々其収繭を檢するに全く斃るるもの七頭なりと余未だ此病の爲に斃死せる者を再び蘇生せしむるの術あるを聞かば是恐らくは稍々

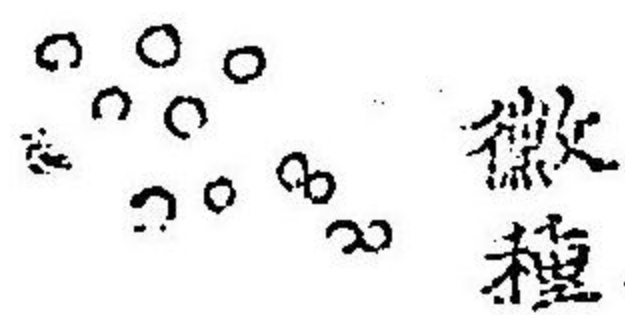
其顯徵けんちゆうを同ふするも其病原びやうげんを異ことにそる者ならんり然
 りと雖いへども其病そのやまひの眞まことに懣毒さいどくに基きひせる者おまて其治そのぢ
 効きうを奏そうそること果はたえて同氏どうし所説そのせつの如ごとくんバ誠まことに古今ここん
 の一大發明いつたつはつめいにまて實じつに天下てんかの養蠶家やうさつかに一大幸福いつたつこうふくを與あた
 へたる者と云いべま

練木喜三

第一圖



第二圖



山梨縣衛生報告第貳號

明治十三年三月五日 發行

雜報

○兒童れ時は手に玩弄せる物を何になりとも口中に入る者なれば能く注意せざれば大なる過失と來す可し昨年六月廿七日の事ありしが東八代郡祝村第三百三十二番地れ平兵衛二男山田健三(二年二月)其日の午前十時頃自ら(子ツミコロシ)と稱る木質の艶色あるに愛で、料らずも其實を食之間もなく其毒全身に回り數々播型症を發せ漸次お身体紫黑色お變せり某之醫師稍々ほど過て診之に吐下劑鎮痙劑等を用ゐたれども効驗なく終に愍然ある死を

爲せり依て日本産物志武藏部と開するに云ふ此の(子ツミコロシ)一名(ドロウツキ)なる者は原野又は河邊に自生する落葉灌木にして雌雄異幹あり春新葉を生じ夏花を開く帯紅白色にまて満開せば後實を結ぶ形扁圓熟すれば赤色なり兒童此實を食之往々吐血して卒死する者あり此葉を飯に雜鼠に食へば亦死す因て(子ツミコロシ)れ名ありとは是にて其大毒あることを知得べし故に夏季實を結ぶの候父母たる者注意に注意せ決して此實を玩弄することゝを爲さしめず又大毒あることと能く言ひ聞せ其木のある處に遊心をまひること勿き

十十九八八八七七五全四三二丁
才才ウ才才ウ才ウ才才才ウ數

正

五一八九六三七九六二一四五行

誤

辟 屈 微 興 ら 卯 卯 由 策 屈 羨 難 廳 誤
比 たり 有 致 いたるたぐ

群 屈 微 興 ら 卯 卯 申 第 屈 美 難 廳 正
出 此 たり 有 致 いたるたぐ

十
十
十一
十四
十五
十九
二十
廿六
廿九
廿九
三十
三十
三十

五
一
五
四
二
一
二
六
三
六
七

矢 棄 十 屈 鞍 鞍 帳 衰 力 牧 刀
四 四

失 棄 四 屈 鞍 張 衰 力 牧 力
四 四

(定價金拾五錢)

甲府常盤町四番地
傍訓並出版人 內藤傳右衛門

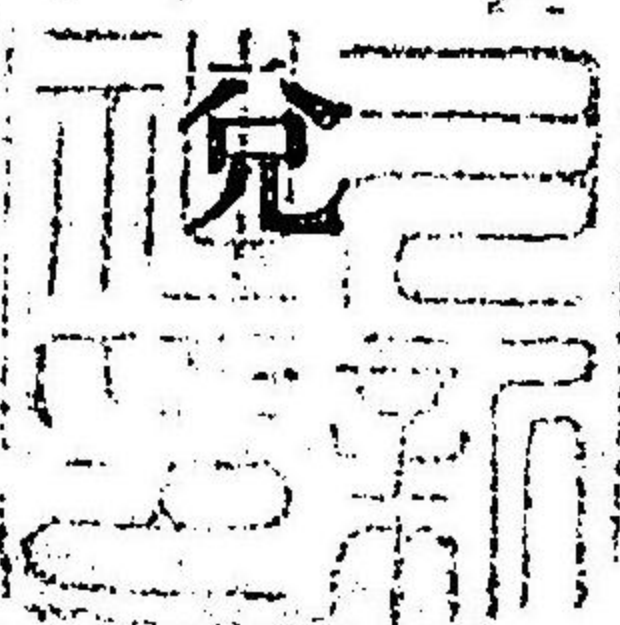
明治十三年四月

明治十三年四月

兩假 りやうが やま やま 杏 あん 志 し けん けん ね ね ふ ふ れ れ の の う う け け 志 し
名附 なつづ
山梨縣布達之寫

甲府常盤町四番地

又新社發兌



- 本縣甲第四十六號より六十三號に至る
- 大政官無號
- 大政官第九號より廿一號に至る
- 大藏省甲第四拾号より五十二號に至る
- 工部省第六號より第十一號に至る
- 内務省甲第七號
- 大藏省甲第八號
- 内務省甲第八號
- 開拓使甲第四號
- 海軍省甲第一號
- 本縣乙第三十一號より三十七號に至る
- 全備生報告第三號

兩假山梨縣布達之寫

索引 明治十三年 第四月

- 甲第四十六號 四月二日 官林立木竹下渡其外入林許可を得候ものへ鑑札下げ渡
- 太政官無號 三月三十日 當夏山梨縣三重縣京都府へ御巡幸被仰出
- 開拓使甲第四號 三月廿五日 鉏路殿鉏路郡へ新驛設置
- 工部省第六号 三月廿九日 砂金砂鐵採取行業明細表
- 工部省第七號 全四月二日 東京橫濱鐵道電信分局に於て賴信取扱
- 大藏省甲第四十號 全 金祿起業公債證書盜難紛失

一丁 同丁 同丁 二丁 三丁 同丁

○太政官第九號

三月卅一日
全 四 月 七 日

電信萬國公法規則改正

同 丁

○太政官第十號

全 日

商船の文字を刪り西洋形船と改正

四 丁

○太政官第十一號

全 日

罰金科料に處せらるる者處分法

同 丁

○内務省 甲第七號

三月廿六日
全 四 月 七 日

内閣勸業博覽會規則中生物出品期限

同 丁

○海軍省 甲第一號

三月卅一日
全 四 月 七 日

兵器局定 雇職 工規則中増加

五 丁

○甲第四十七號

全 七 日

静岡裁判所長中島錫胤出京

同 丁

○甲第四十八號

全 日

奥山元地券証被盜取

同 丁

○大藏省 甲第四十一號

四月一日
全 八 日

起業公債證書盜難の處發見

六 丁

○大藏省 甲第四十二號

全 日

金祿公債證書紛失

同 丁

○大藏省 甲第四十三號

全 日

金祿公債證書紛失の處發見

同 丁

○工部省 第八號

全 九 日
全 二 日

東京府警視分署へ電信分局よ於て
通信取扱

七 丁

○大藏省 甲第四十四號

全 九 日
全 五 日

起業公債證書紛失の處發見

八 丁

○太政官 第十二號

全 十 日
全 五 日

集會條例被定

同 丁

○太政官 第十三號

全 十 日
全 六 日

集會條例被定候に付従前結社の
者も條例に依べし

十二丁

○甲第四十九號

全 十二日

菊御紋章を賣物齋並に紛敷品用候義不相成

同 丁

○甲第五十號

全 日

人民所有山へ火入義は官林
鑑守人へ申報可致

同 丁

○甲第五十一號

全 十三日

郡長へ特に委任條件中但書追加

同 丁

○大藏省甲第四十五號 全八日 金祿公債證書紛失盜難 十三丁

○甲第五十二號 十四日 警察署所轄表中改正 同丁

○太政官第十四號 全八日 郡區町村編制法中追加 十四丁

○太政官第十五號 全十四日 縣會規則改正 同丁

○太政官第十六號 全八日 地方規則改正 廿丁

○太政官第十七號 全十七日 地方稅中營業稅雜種稅制限改正 廿三丁

○太政官第十八號 全日 區町村會法定 廿六丁

○工部省第九號 全十三日 內國及以海外歐文電報署名手數料 廿七丁

○甲第五十三號 全十九日 町村衛生委員選舉法並勤務心得 廿八丁

○甲第五十四號 全日 本縣病院入院賄料定め 卅五丁

○太藏省甲第四十六號 全十五日 金祿公債證書盜難紛失 同丁

○太政官第十九號 全廿一日 米商會所條例中改正 卅六丁

○太政官第二十號 全廿五日 株式取引所條例中改正 四十丁

○內務省甲第八號 全廿二日 板權授與の書目 四十一丁

○大藏省甲第四十七號 全廿六日 米商會所條例更正に付明治九年內務省甲第廿九號布達中取消 同丁

○大藏省甲第四十八號 全廿七日 金祿公債證書紛失 同丁

○甲第五十五號 全廿二日 町村會法秘定候に付客年本縣甲第八十四號布達は消滅 四十二丁

○甲第五十六號	全日	板權書目の儀は郡役所へ頒布	同丁
○甲第五十七號	全廿三日	豊前國宇佐郡三ヶ村公証印帳焼失	同丁
○太政官第廿一號	全廿五日	米商會所株式取引所罰則	同丁
○工部省第十號	全廿六日	肥前國島原灣口の津燈臺に於て點燈	四十三丁
○甲第五十八號	全廿四日	來五月十日より通常縣會開	四十四丁
○大藏省甲第四十九號	全廿四日	金祿公債證書盜難	同丁
○大藏省甲第五十號	全日	金祿公債證書所在不分明處發見	四十五丁
○甲第五十九號	全廿六日	集會定例に依り雨出時限	同丁
○甲第六十號	全日	御巡幸に付心得方	同丁

○工部省第十一號	全廿三日	西京電信分局より伏水	四十六丁
○大藏省甲第五十一號	全廿四日	宮崎より飲肥へ電線架設	四十八丁
○大藏省甲第五十二號	全日	金祿公債證書被騙取	四十八丁
○甲第六十一號	全廿八日	衛生委員給料の件	同丁
○甲第六十二號	全日	羽前國鶴岡戸長役場割印帳焼失	四十九丁
○甲第六十三號	全三十日	土佐國土佐郡戸長役所割印帖焼失	同丁
乙 索引			
○乙第三十一號	全十二日	上蘆川村飯高重兵衛戸長申付候に付 官林監守被免	五十丁
○乙第三十二號	全十三日	委任條件第五項へ但書追加	同丁

○乙三十三號 同十九日 酒類釀造人自飲の爲め他の酒類釀造する時は釀造税徴收 同丁

○乙第三十四號 同廿日 常備兵入營發足期日 同丁

○乙第三十五號 全廿四日 宗規により改名の者内務省伺並指令 五十二丁

○乙第三十六號 全廿六日 陸軍下士服役規則定 五十三丁

○乙第三十七號 全三十日 御巡幸に付沿道町村に於て心得方 五十八丁

○本縣衛生報告第三號 全十二日 六十三丁

○甲第四拾六號 四月二日

官林立木竹下渡拂下並に借地及び木實草の拂下等許可と請候もの己來無鑑札にて入林不相成候に付自今右等許可を得候ものへ其都度鑑札可下渡且既に許可済に於て當時入林中の者へ今般鑑札可下渡候條其許可を受けたる事由及び入林期限並に其入林するものゝ姓名等詳細取調本月十五日迄可申出比旨布達候事

但豫て郡長へ委任の條件に係る分は郡役所より鑑札可下渡候事

○本縣官無號 三月三十日 本縣四月二日

當夏山梨縣三重縣京都府へ

御遊幸被仰出候條此旨布告候事

但御發程日限及御道筋之儀は退て御沙汰可有之事

○開拓使甲第四號 三月廿五日 全四月二日

當使管下釧路國釧路郡釧路驛と仙鳳趾驛の間昆布森村へ

新驛設置昆布森驛と稱去里程左に通り候條此旨布達候事

一 自 釧路驛 至 昆布森驛 三里十七丁

一 自 昆布森驛 至 仙鳳趾驛 五里貳拾壹丁

○工部省第六號 三月廿九日 全四月二日

昨十二年第拾四號と以て砂金砂鐵試堀借區開坑の名稱相廢候に付ては該稼業者より從前差出來候行業明細表の儀左に離形に照準取調可差出此旨布達候事

砂鐵採取行業明細表

砂鐵採取ノ儘當分賣却テ許可セシモノ及ヒ該品ヲ買入レ製煉セシ者モ都テ此表ニ因ルベシ

料紙美濃紙

府 縣	年 號	月 數	日 數	採 取 高	煉 高	採 取 高	煉 高
村 郡 區							
民 地 區 別							
字							
開 業 年 月							
稼 業 人 名							
合 計							

五拾圓 第壹號 貳貳四六 壹枚

右之同縣下加賀國能美郡濱佐美村森總在門所有之處同
村山本權次郎方於本年一月三日紛失

前書の通り届出候條以後右種類の證書一切取引を爲す可
から老旦其所在見聞の者は速に管轄廳へ訴出管轄廳より
は即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大政官第九號 三月三十一日 全四月七日

明治十一年三月工部省第四號布達は電信萬國公法の儀同十
二年英國龍動に於て右細目規則議定改正候に付本年四月
一日より施行候條此旨布告候事

但右規則は最寄電信分局に於て承知可致事

○大政官第十號 三月三十一日 全四月七日

明治九年六月第八十二號第九十四號同年十二月百五十三號
明治十年八月第五十五號明治十二年二月第九號同年五月第十九
號布告中商船の文字を刪り西洋形船と改正候條此旨布告
候事

○太政官第十一號 三月三十一日 全七月七日

諸罰則を犯し罰金科料に處せらるる者處分法(左の通り相
定候條此旨布告候事

一罰金科料は宣告の日より一月内に納完せしむ若し限内

納完せざる者は壹圓を一日に折算せ禁獄に換ふ其壹圓以下と雖も仍は一日に計算す

但算して禁獄二年以上に及ばざるを得ず

一禁獄限内罰金科料を納完せ又は親屬等代て納完する時は経過したる日數を扣除して禁獄を免す

一罰金科料を實決り刑に併科せたる時納完せざる者は刑

期滿限の後例に照えて禁獄す

○内務省甲第七號 三月廿六日 全四月七日

第二回内國勸業博覽會規則中第十三條蔬菜果物等生物の

出品期限は五月一日より同月二十日迄日數二十日間と相

定候條此旨布達候事

○海軍省甲第一號 三月三十一日 全四月七日

當省兵器局定雇職工規則取設の義明治十一年十一月十一日甲第三

號を以て布達に及び候處今般第十八條左の通り增加候條

此旨布達候事

第十八條

一定雇職工年期中據あき事故ありて歸省を請ふ者は其

事由を書載せ身元引受人連署區戸長與印の上願出と

きは工業の都合に由て往來を除き四週間以内の日數

と許可すべき事

但本人病氣は外追願を許さず若疾病に罹り歸京致
難きときは醫証を添へ其地區戸長の奥印を以て三
週間と限り願出づべし

○甲第四十七號全七日

静岡裁判所長判事 中島錫胤儀 今般御用有之本月三日發途
出京致之候に付不在中判事 吉岡弘代理致し候旨通知有之
候條此旨布達候事

○甲第四十八號全日

甲斐國西山梨郡里垣村板垣
第貳千三百九拾番
明治十二年九月廿日附
一畑五畝三步

持主

奥山治元

地價金拾貳圓拾九錢八厘

前記奥山治元所有の地券証被盜取候旨届出候間同人へは
更に券狀授與候條右私盜取たる券狀は以後無効のものと
可相心得且其所在見聞の者は最寄警察署へ速かみ可申出
此旨布達候事

○大藏省甲第四十一號 四月一日 全八日

起業公債證書無記名

百圓 第五號 四六七六番 壹枚

右は廣島縣下賀茂郡内海村岡田新藏所有の分盜難に罹候
段客年十二月二日甲第百廿二號を以て及布達置候處今般

發見候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第四拾二號 全全 日日

金祿公債證書

三百圓 丙号 四參八四 壹枚

右は秋田縣士族岸鶴治所有の處藤田美志へ預け中客年九月廿五日より本年三月迄に紛失候旨届出候條以後右証書一切取引を爲す可からず且其所在見聞の者は速のま管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第四十三號 全全 日日

金祿公債證書

百圓 丙号 壹八壹八 壹枚

右は東京府士族藤井治平所有の分紛失れ旨本年二月十三日甲第拾七號を以て及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○工部省第八號 全全 八二 日日

東京府下警視各分署の内左に記載の分署電信分局に於て本月五日より官私一般の電報通信取扱ひ音信料の儀は同府下從來の電信分局と同様に有之候條此旨布達候事但通信の順序は警視本署各分署間往復の電報を第一と

し其他に官私報之に次は取扱候事

神田區福田町 警視第一方面

日本橋區久松町 同 第二分署

芝區新幸町 同 第二方面第一分署

同 宮本町 同 第二分署

同 高輪車町 同 第四分署

南品川宿壹丁目 同 第五分署

牛込區牛込神樂町 同 第三方面第一分署

赤坂區赤坂裏壹丁目 同 第二分署

内藤新宿壹丁目 同 第四分署

神田區小川町 同 第四方面第一分署

牛込區水道町 同 第四分署

下板橋宿 同 出張所

淺草區淺草猿屋町 同 第五方面第一分署

下谷區上野西黒門町 同 第二分署

淺草區田町二丁目 同 第四分署

千住南組 同 第五分署

深川區深川仲町 同 第六方面第一分署

同 東森下町 同 第二分署

○大藏省第四拾四號 全五日

起業公債證書無記名

五百圓 第壹號 貳四〇三番 壹枚

右之岐阜縣下石津郡高須村橋本惣助所有の分紛失候段
本年二月廿日甲第拾九號を以て及布達置候處今般發見候
條此旨更に布達候事

○太政官第拾貳號 全五日 全十日

集會條例別冊を通り被定候條此旨布告候事
集會條例

第一條 政治に關する事項を講談論議する爲め公衆を集

ひる者は開會三日前に講談論議の事項講談論議する人
は姓名住所會同の場所年月日を詳記し其會主又は會長
幹事等よと管轄警察署に届出で其認可と受くべし

第二條 政治に關する事項を講談論議する爲め結社する
者は結社前其社名社則會場及び社員名簿と管轄警察署
に届出で其認可を受くべし其社則を改正及及び社員の
出入ありたるときも同様たるべし此届出を爲るに當り
警察署より尋問することあれば社中の事は何事たりと
も之に答辨すべし

第三條 講談論議の事項講談論議する人員會場及び會日

の定規ある者は其定規を初會の三日前に警察署に届出
認可を受くるときは爾後の例會は届出に及ばざると雖ど
も之を變更するときは第一條の手續を爲すべし

第四條 管轄警察署は第一條第二條第三條に届出でに於
て國安に妨害ありと認むるときは之を認可せざるべし

第五條 警察署よりは正服を著したる警察官を會場に派
遣ま其認可の證を檢査ま會場を監視せしむることある
べし

第六條 派出れ警察官の認可の證を開示せざるるとき講談
論議の届書に掲げざる事項に亘るとき又は人を罪戻あ

激唆誘導するの意を含み又は公衆の安寧に妨害ありと
認むるとき及び集會を臨むを得ざる者に退去を命ぜ
之に従はざるときは全會を解散せまむべし

第七條 政治に關する事項を講談論議する集會に陸海軍
人常備豫備後備の名籍に在る者警察官官立公立私立學
校の教員生徒農業工業の見習生は之に臨會ま又之其社
に加入することを得ず

第八條 政治に關する事項を講談論議する爲め其旨趣を
廣告ま又ハ委員若くは文書と發まて公衆を誘導ま又ハ
他の社と連結ま及び通信往復するふとを得ず

第九條 政治に關する事項を講談論議する爲め屋外に於て公衆に集會を催すことを得ず

第十條 第一條に認可を受らずして集會を催すもの會主

は貳圓以上貳十圓以下の罰金若しくは十一日以上三月以

下の禁獄に處せ其會席を貸せたる者並に會長幹事及び

其講談論議者は各貳圓以上二拾圓以下の罰金に處し第

三條の規程を犯せたる者も亦本條に依る

第十一條 第二條の規程に背き社則或は社員名簿或は改則

社員の入出を定期に於て警察署に届出せざれば或は尋問す

る所の事項を開答せざるとき社長は貳圓以上貳拾圓以

下の罰金に處し偽作れ社則又は名簿を届出で或は尋問

を得て偽答するときは社長は右罰金の外尙十一日以上三

月以下の禁獄に處す

第十二條 第五條の規程に背き派出所警察官の臨席を肯せざ

るとき會主會長及び社長幹事は各五圓以上五拾圓以下

の罰金若しくは一月以上一年以下の禁獄に處せ其警察官

より演説者姓名を尋問するに之に答へず又は偽名を

答へたる者は同罪に處せ再犯に當る者は拾圓以上百圓

以下の罰金若しくは二月以上二年以下に禁獄に處す

第十三條 派出所の警察官より解散を命じたる後尙退散せ

ざる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金若しくは十一日以上六月以下の禁獄と處す

第十四條 第七條の制限を犯したるとき會主會長及び社長幹事は貳圓以上貳拾圓以下に罰金若しくは十一日以上三月以下に禁獄に處し其他情狀の重きものあを其社を解散せしむ其制限を犯して入社又は臨會する者は貳圓以上貳拾圓以下に罰金に處す

第十五條 第八條に制限を犯したるとき會主會長及び社長幹事の五圓以上五拾圓以下の罰金若しくは一月以上一年以下の禁獄に處し其社を解散せしむ此事に關する者

も亦同罪に處し勞迫とる者及び罪再犯に當る者は拾圓以上百圓以下に罰金若しくは二月以上二年以下の禁獄に處し其社長幹事は一年以上五年以下に給社又は入社を禁ず

第十六條 成法に制定する所に集會は此限に在らば

○太政官第拾三號 全六日 全十日

今般第拾貳號布告の通集會條被定候に付ては従前集會結社候者も右條例に依り更に届出ば此旨布告候事

○甲第四拾九號 全十二日

菊御紋章を賣物等に畫き候義並に紛敷品相用候義不相成

旨明治元年三月廿八日同四年六月十七日公布の趣も有之候處近來往々賣品に御紋章を畫さ候向有之哉の旨を以取締方其筋より達の趣も有之候條今後右様の義無之様可致此旨布達候事

○甲第五拾號全 日

人民所有山へ火人の義に付ては一昨十一年甲第六十一號布達官林取締假規則第二條に掲載の趣も有之候處以來近傍官林監守人へも申報可致此旨布達候事

○甲第五拾壹號全 十三日

明治十二年甲第十九號布達郡長へ特ふ委任條件第五項へ

左之但書追加候條此旨布達候事

但兵員に係る者は此限に非ず

○大藏省甲第四拾五號全 八日
全 十三日

金祿公債證書

埼玉縣士族

百圓 丙次 貳八八 壹枚 西川昌甫

五拾圓 丙子 七九四貳 壹枚 同 名

貳拾五圓 丙辰 四七貳 壹枚 同 名

拾圓 丙卯 自五貳壹參 四枚 同 名
至五貳壹六

右は埼玉縣下大和田村小澤道立へ預け中客年五月以後紛失

長崎縣士族

松尾信章

三百圓	丙	參九六四	壹枚
百圓	丙	八八四七	貳枚
			同
			名

右は本年三月十五日夜盜難

前書の通り届出候條以後右種類の證書一切取引を爲す可
からせ且其所在見聞の者は速かに管轄廳へ訴出管轄廳よ
りは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○甲第五拾貳號全十四日

明治十二年甲第百八十號布達警察署所轄表中西八代郡富
里村の義自今市川警察署所轄に改正候條此旨布達候事

○太政官第拾四號全八十四日

明治十一年七月第拾七號布告郡區町村編制法左の通り追加
候條此旨布告候事

第七條 此編制法を施行之難き島嶼ハ其制を異にするを
得

第八條 地方の便益若くは人民の請願ハ由り止むを得ざ
る理由あるものは郡區町村の區域名稱を變更すること
を得

第九條 第三條第四條第七條第八條ハ施行を要するときは
府知事縣令より内務卿に具狀を政府の裁可を受へま

但町村區域名稱の變更と内務卿の認可を受くべし

○太政官第拾五號 全八日 全十六日

明治十一年月 第十八號 布告府縣會規則左の通り改正候條

此旨布告候事

第一章 總則

第一條 府縣會と地方税を以て支辨すべき經費の豫算及び其徵收方法を議定す

第二條 府縣會は通常會と臨時會とを二類に別つ其定期に於て開く者と通常會とを臨時に開く者を臨時會とす

第三條 通常會臨時會を論せず會議の議案は總て府知事縣令より之を發す

第四條 臨時會は其特に會議を要する事件に限り其他の事件を議するを得ず

第五條 府縣會の議決は府知事縣令認可の上之を施行すべし若し若し府知事縣令其議決を認可すべからずと思慮するときは其事由を内務卿に具狀して指揮を請ふべし

第六條 府縣會は毎年通常會議の初めに於て地方税に係る前年度の出納決算の報告書を受て府知事縣令に説明

を求むることを得若き異見あるときは議長の名を以て直ちに内務大藏兩卿に上申せらるるを得

第七條 通常會期中議員の内二人以上の發議を以て其府縣内の利害に條とる事件に付政府に建議せんとする者あきば先づ議會の許可を得て之を會議に付可決せるときは其會の所見とし議長の名を以て直ちに内務卿より建議するを得

第八條 府縣會と府知事縣令より其府縣内に施行すべき事件に付會議の意見を問ふことあるときは之を議す

第九條 府縣會は議事の細則と議定を府知事縣令の認可

を得て之を施行することを得

府縣會は議員の内招集に應せず又は事故を告げずして參會せざる者を審査し其退職者たるを決せると得

第二章 撰舉

第十條 府縣會の議員は郡區の大小に依り每郡區に五人以下を撰ぶ

第十一條 議長副議長は議員中より公撰之を府知事縣令に報告を府知事縣令は之を内務卿に報告すべし議長副議長及び議員は捧給を但會期中滞在日當及び往復旅費を給す其額は會議の議決を以て之を定む

第十二條 書記は議長之を選び庶務を整理せまむ其捧給の會費れ中より之を支給す

第十三條 府縣の議員たることと得べき者は滿二十五歳以上の男子にして其府縣内に本籍を定め滿三歳以上住居其府縣内に於て地租拾圓以上を納むる者に限る但左の各款に觸るゝ者は議員たることを得ざ

第一款 風癩白痴の者

第二款 懲役一年以上及國事犯禁獄一年以上實決の刑に處せられたる者

但滿期後七年を経る者は此限に在らず

第三款 身代限れ處分と受け負債の辦償を終へ

ざる者

第四款 官吏及教導職

第五款 府縣會に於て退職者とせらるる後四年を経ざる者

第十四條 議員を選挙するを得べき者は滿二十歳以上の男子にして其郡區内に本籍を定め其府縣内に於て地租五圓以上を納むる者に限るべし

但前條に第一款第二款第三款第五款に觸るゝ者は撰

舉人たるを得る

第十五條 職員を撰舉せんとするときは府知事縣令より某月間に撰舉會を開べき旨を布令し郡區長は豫め選舉の投票を爲すべき日を定め少くとも十五日前に之を郡區内に公告すべし

第十六條 撰舉の投票は豫定の日には郡區廳に於て之を爲し郡區長之を調査し撰舉會中の取締と爲すべし但便宜に因り郡區廳外に於て撰舉會を開くことと得
第十七條 選舉人の豫め郡區長より付與せたる投票用紙に自己及び被撰人の住所姓名を記し豫定の日之を郡區

長に出すべし其投票多數を得たる者を以て當選人とせし同數ならんを年長を取り同年あらば圖を以て之を定む但投票は代人に托せ差出ても妨がえ

第十八條 投票終るの後郡區長は撰舉人名簿に就て投票は當否と査せ又被撰人名簿に就て當選人は當否を査す若し法に於て不適當ある者あるか或は當選人自ら其撰を辭するときは順次投票は多數を得たる者と取る

第十九條 當選人の當否を査定するの後郡區長は其當選人を郡區廳に叫出せ當撰狀を渡せ當撰人は請書を出すべし

但當撰人各請書と出たる后郡區長は其の姓名等郡區内よ公告とせよ

第二十條 一人にまて數郡區の撰ふ當るときは其何れの郡區に屬すべきは當人の好に任すべし

第二十一條 議員の任期は四年とし二年毎に全數の半を改撰す第一回二年期の改撰を爲すは抽籤法を以て其退任人を選む

第二十二條 議長副議長の任期は二年とせ議員の改撰毎に之を公撰とせよ

第二十三條 前二條の場合に於ては前任の者を再撰することを得

第二十四條 議員中第十三條よ掲ぐる諸款の場合に遭遇するか其府縣外に轉住するか其他總て欠員あるときは更に之に代る者を撰舉と

第三章 議則

第二十五條 議員半數以上出席せざれば當日の會議を開くを得ず

第二十六條 會議は過半數に依て決す可否同數あるとき議長の可否する所に依る

第二十七條 府知事縣令若し其代理人は會議に於て議案の

旨趣を辨明せざるを得但決議の數に入ることを得ず

第廿八條 會議は傍聴を許す但府知事縣令の要めに依り

又は議長の意見を以て傍聴を禁ずるを得

第廿九條 議員は會議に方り充分討論し權を有し然れど

も人身上に付て褻賤毀譽に涉ることを得ず

第三十條 議場を整理するは議長は職掌とす若し規則に

背き議長之を制止して其命に順はざる者あるときは議

長は之と議場外に退去せしむるを得其強暴に涉る者の

警察官吏の處分を求むるを得

第四章 開閉

第卅一條 府縣會は毎年一度三月に於て之を開く其開閉

は府知事縣令より之を命じ會期は三十日以内とす但府

知事縣令之會議の衆議と取りて其日限を伸るふとを得

ると雖ども其事由と直に内務卿に報告すべし

第卅二條 通常會期の外會議ふ付すべき事務あるときは府

知事縣令の臨事會を開くことを得

但該會を要する事由を直に内務卿に報告すべし

第卅三條 會議は論說國の安寧を害し或いは法律又は規

則を犯すことありと認るときは府知事縣令は會議を中

止せしめ内務卿に具狀して其指揮を請ふべし

第卅四條 會議中國の安寧を害し或ひは法律又は規則を

犯すことありと認むるときは内務卿は何色のときを問はず閉會を命ぜ又は議員の解散を命ぜることを得

第卅五條 内務卿より解散を命ぜたるときは其解散を命ぜたる日より九十日以内より更に議員を改撰すべし

○太政官第十六號 全全 日日

明治十一年月十九號布告地方税規則左に通り改正候條 此旨布告候事

第一條 地方税は左に目に從ひ徴收す

一 地租五分一以内

一 營業税並雜種稅

一 戸數割

第二條 營業税雜種稅の種類及び制限と別段の布告を以て之を定む

第三條 地方税を以て支辨すべき費目左に如し

一 警察費

一 河港道路堤防橋梁建築修繕費

一 府縣會議諸費

一 衛生及び病院費

- 一 府縣立學校費及び小學校補助費
 - 一 郡區廳舎建築修繕費
 - 一 郡區吏員給料旅費及び廳中諸費
 - 一 教育費
 - 一 浦役場及び難破船諸費
 - 一 管内限り諸達書及び揭示諸費
 - 一 勸業費
 - 一 戸長以下給料及び戸長職務取扱諸費
- 以上費目互に流用をすることを許さず

一 豫備費 豫算外に生ずるものと云

各町村限及び區限りの入費は其區内町村内人民の協議を任せ地方税を以て支辨するの限をあらせ

第四條 其年七月より翌年六月迄を一周年度とす其府知事縣令は其年二月迄は地方税を以て支辨すべき經費の豫算並に地方税徴收の豫算を立て翌年度の定額となす其府縣會は議決を取り其年五月を以て内務卿及び大藏卿に報告すべし

第五條 非常の費用は豫算を立つるを得ざる天災時等の費用豫備費を以て給足せざるものを云別に賦課するを

得ると雖ども其府縣會の議決を取り内務卿及び大藏卿に報告すべし其急施を要する事項は府縣會に付せず便宜施行して後報告するを得此場合よ於ては之を其後開く所の府縣會に報告すべし

第六條 地方税徴收の期限は府知事縣令適宜に之を定可

第七條 府知事縣令は毎年七月に至り其一周年度間の出納を調査し精算帳及び計表を製して内務卿及び大藏卿に報告すべし且翌年通常會議の初めに於て之を府縣會に報告すべし

第八條 府縣會若し豫算の議案を議定せざるか又は議案と議定するに及ぶを以て内務卿より閉會若くは解散を命ぜらるるときは府知事縣令の具申し依り内務卿は前年度に豫算額に據て徴收せしむると得

第九條 島嶼の地方税に係る經費は府縣會の決議を経て府知事縣令より内務卿に具狀し其裁定を得て本屬府縣の經費と之を分別することを得

○太政官第拾七號 全八日 全十七日

明治十一年十二月二十九號 布告地方税中營業稅雜種稅の種類及び制限左の通改正候條此旨布告候事

第一條 營業税目左の如き其制限金拾五圓以内とす但國稅あるものを除く

會社

卸賣商

仲買商

小賣商

雜商

第二條 雜種税は其種類に依り各個の税額と定む其目左の如き

製造所 壹ヶ年金十五圓以内

漁船(明治七年第二十一號布告解漁船云々の分)車(馬

車)人力車荷積馬車荷積大七次車荷積中小荷積牛

車(類)

國稅の半額以内

市場演劇其他興行並に遊覽所 上り高百分五以内

遊技場玉突大弓揚弓射的吹矢の額) 壹ヶ年金二拾

圓以内

料理屋(西洋料理屋共)待合茶屋遊船宿芝居茶屋人寄席

壹ヶ年金貳拾圓以内

質屋兩換屋(爲替店共)陸運又は廻漕を以て業とする者壹ヶ年金拾五圓以内

古着古金古道具類(書畫骨董店共)商旅籠屋諸飲食店

鱈屋酢屋蕎麥屋の類壹ヶ年金拾圓以内

湯屋理髮床雇人請宿壹ヶ年金五圓以内

遊藝師匠遊藝稼人相撲壹ヶ年金拾貳圓以内

俳優壹ヶ年金六拾圓以内

幫間藝妓壹ヶ年金四拾貳圓以内

水車壹ヶ年金五圓以内

乘馬(自用渡世共)壹ヶ年金壹圓以内

屠畜 壹頭に付金五拾錢以内

第三條

漁業税採藻税は各地從來の慣例に依り之を徴收すべし若去其例規を改正去又は新法を創設せんとするものは府縣會の決議を経て府知事縣令より内務大藏兩卿お具狀去政府の裁可を受くべし

第四條

府知事縣令は府縣會の決議を以て第一條第二條類目中に於て賦課する者を取捨することを得

第五條

府知事縣令は其賦課とべき各業の盛衰を視察し府縣會れ決議を以て税額制限内に於て各個の税額を査定すべし

第六條 凡そ税額は壹ケ年を以て其制限を定むと雖ども各地の便宜に依り年額に準據ま日税月税とまて之と徴收することを得

第七條 凡そ上り高と以て税額を定むるものハ各地の便宜に依り上り高見積りと以て日税月税として之と徴收することを得

第八條 策四條第五條に於て確定またる課目課額は府知事縣令より内務大藏兩卿に報告そべま

第九條 第一條第二條第三條税目の外地方特別の課税を要するものは府縣會の決議を経て府知事縣令より内務

大藏兩卿に具狀し政府の裁可を受くべま

○太政官第拾八號 全全 日日

區町村會法左れ通り相定候條此旨布告候事

第一條 區町村會は其區町村に公共に關する事件及び其經費の支出徴收方法を議定す

第二條 區町村會の規則は其區町村の便宜に從ひ之と取設け府知事縣令の裁定を受くべま

第三條 數區町村聯合會を開くときは其地方の便宜に從ひ規則を設け府知事縣令の裁定を受く可ま

第四條 區會の評決は區長之を施行ま町村會の評決を以

長之これを施行せす若も之その評決ひやうけつと不適當ふてきたうありとすれば其その施行せを止とめて府知事ふちし縣令けんれい（戸長は郡區長を経て）の指揮しきを乞こふふとを得える

第五條 數區聯合會すうくわんげんがひの評決ひやうけつは區長くわん之これに施行せす數町村聯合會すうちやうそんぐわんがひの評決ひやうけつは地方ちほうに便宜びんぎにより戸長こ又は郡區長ぐんくわん之これを施行せす若も其評決そのひやうけつと不適當ふてきたうありとすれば總くわんて前條ぜんじょうの手續つづきに從したがふべき

第六條 郡區長ぐんくわんに於おいて町村會ちやうそんぐわんがひ若も之その法ほうに背そむくことありとせば之これを中止ちゅうしす其評決そのひやうけつを不適當ふてきたうありとすれば其施行そのせを止とめて府知事ふちし縣令けんれいの指揮しきを乞こふふとを得える

第七條 府知事ふちし縣令けんれいに於おいて區町村會くわんちやうそんぐわんがひ及び聯合會れんがひ若も之その法ほうに背そむくことありとせば之これを中止ちゅうしすることを得える又は之これを解散かいさんして改撰かいせんせしむることを得える

第八條 水利土功すゐりどこう（公共こうきょう）の水利土功すゐりどこうに於おいて全町村の利害りがいに關涉くわんせつせず或あるは數町村の幾分いくぶんのみ其利害そのりがいに關係くわんけいするもの又は利害りがいに關係くわんけいなきも從來じゆらう組合等くわんがひらうの慣行くわんぎやうあるもれを云いふの爲ために町村會ちやうそんぐわんがひの決議けつぎと以もつて其關係そのくわんけいある人民じんみん若も之その法ほうに背そむくは町村の集會たふくわいと要えするときは其地方そのちほうの便宜びんぎに從したがひ規則きそくと設たり府知事ふちし縣令けんれいの裁定さいていを受うくべき

第九條 前條ぜんじょうに掲かげたる集會評決たふくわいひやうけつの施行せ及び其取締そのとらまりは第

四條より第七條までの手續に従ふべし

第十條 第三條及び第八條に掲げたる集會を要するとき其關係ある區町村若くは人民中異議ありて其集會に應ぜざるときは府知事縣令之を府縣會に付て其決する所に依り之と定むべし

但府縣會の閉會に當り其開會を待つべからざる時は府知事縣令之を決定することを得此場合に於ては次の開會に於て之を報告すべし

○工部省第九號 全十三日 全十七日

内國及び海外歐文電報に署名は新に願出る者は其月より

從來許可を得ざる者は本年九月一日より一ケ年に付洋銀

拾弗に割を以て手数料取立候條此旨布達候事

○甲第五十三號 全十九日

衛生の儀は尤も忽かせにすべからざる緊要の事に付過般中央及び地方衛生會規則を制定せらる且地方廳中更に衛生課と設け殊に本年甲第四十二號を以て布達候通り衛生費とて内庫より若し金員下賜候程の次第に付ては遅々相違する儀可有之處各町村に於て戸長を輔け人民に直接衛生事務取扱候者無之ては行届かざる儀も可有之よ付今般別紙町村衛生委員設置及び選舉法を定め町村衛生

委員を置き勤務心得の各項爲取扱候條右法に依り委員を公撰來る五月五日迄に郡長を經由可届出此旨布達候事但本文施行に付て各年甲第百五十五號布達町村虎列刺病豫防規則の相廢を候儀と心得べし

町村衛生委員設置及び選舉法

- 第一條 衛生委員は戸長を輔翼之該町村衛生事務を負擔するものとす
- 第二條 衛生委員は成るべく衛生の大意を通達する者をして之れに充るを要す其選舉ハ町村の公選たるべし
- 第三條 衛生委員の數は毎村四人以下該村協議以上便宜

之を定むべし

且接続ハ村々於ては協議により二三村を聯合之本條ハ人員を設置するも妨げあは

第四條 甲府市街は總町を聯合之四人より少からず六人より多からざる委員を置くべし

第五條 前三條四條の如く人員を定むると雖ども各種傳染病流行の際に當りては臨時増員せしむることあるべし

第六條 衛生委員は左に各項に従て選舉すべし

第一項衛生委員たる得べき者は滿二十歳以上の男子

にして其町村内に本籍住居と定むる者たるべし
但左の各款に觸るゝ者は衛生委員たるを得ず

第一款 瘋癲白癩の者

第二款 懲役一年以上實決刑に處せらるる者

但満期後七年を経たる者は此限にあらざらば

第三款 身代限り處分を受たり負債の辦償を終へざるもの

第四款 官吏

但準官吏は此限にあらざ

第二項 衛生委員を選擧するを得べきものは満二十歳以上戸主の男子に於て其町村内に本籍住居を定むる者又は全戸寄留の者たるべし

但第一項但書第一款第二款第三款に觸るゝ者は選擧人たるを得ず

第三項 衛生委員を選擧せんとするときは戸長に於て豫め選擧の投票を爲すべき日を定めて其町村内に報告すべき

第四項 選擧の投票は戸長より付與せたる用紙に被選人

の住所姓名年齢等を詳記せし選舉豫定日之と戸長に出すべし

第五項 戸長は投票を調査し其最も多数の者より順次當選人とし同数の者は年長を取り同年の者は圖を以て之を定め若し當選人其選を辭するか或ひは法お於て不適當なる者は順次投票多数を得たる者と取り郡役所を経て縣廳へ開申すべし

第七條 衛生委員任期其町村の協議に任す
但改選の節は前任れ者を再選するを得
第八條 衛生委員任期中第六條第一項に掲ぐる各款に遭

遇するか或ひは他町村に移住せるか又は事故ありて退職するときは更に其欠に代る者を選擧すべし

第九條 衛生委員若し不當器にして町村に利害に關係するを認むるときは縣廳より改選を命ずることあるべし

町村衛生委員勤務心得

第一條 町村衛生委員は戸長を輔け其町村内人民を以て健全ならしむる爲め衛生の事務を分任負擔するの設けに付其新設及び改良に係る事件は必し戸長協議の上處分すべし

但其町村の協議費に係るもれば町村會の協議を經其

他町村に關係するものは其町村に合議すべし

第二條 凡そ傳染病の豫防其他衛生上に係る布告布達及

び其成規あるものは其旨に従ひ取扱ふべし

長の許可を經て施行すべき事件及び決定し難き事件は

縣廳又は郡長へ申出づべし

但縣廳へ申出るものは必ず郡長を經由すべし

第三條 人身の健康を保持し病毒の傳染を豫防する爲め

左の條項に從ひ清潔法に注意を及び衛生上の利害を考

へ漸次改良方法を謀るべし

但各自一己の身上に止るもれど雖も説諭の力及び

ざるもの等は郡長に具申して説諭を乞ふべし

第一項 市街、道路、井戸、水道、下水、便所、肥溜、芥溜等

を清潔ならしめ及び其建築修繕等漸次改良す

る事

第二項 學校、旅館、借家、芝居、貸坐敷、湯屋、温泉場

牛馬宿等に掃除方及び建築方に注意を漸次改

良の見込を立る事

第三項 市街、製造場、蓄場、屠場、魚干場等に位置及

び建造方に注意を健康を害すべき事由を心

之を改良するの見込を立る事

第四項 衣食住其他習慣に依り健康と害をすべきものに注意を改良の見込を立る事

第五項 各所墓地(町村共有地を云)の經界を見定め及び火葬場(全上)の建造方を吟味を並ふ埋葬火葬の取締を注意を改良すべき事由をば其見込を立る事

第六項 驍牛馬捨場の取締並に清淨方に注意を健康を害すべき事由をば改良の見込を立る事

第四條 人身と傷害するの恐れあるもの取締方に注意を

左の條項に従ひ勉て其患害を豫防をべき

第一項 腐敗せる魚鳥獸肉蔬菜類、不熟の果物、不良の鹽藏食物及び鹽造の粉類等販賣するものと吟味を之が取締をなす事

第二項 飲水の善悪、水牛乳、其外飲料の腐敗製造等を吟味を之が取締をなす事

第三項 毒藥、劇藥、贗敗藥、鹽胎藥、及び製藥、賣藥の取締をなす事

第四項 飲食物、玩弄物等へ用ゆる着色料其他顔

第五條 傳染病(即ち虎列刺、腸室扶私、發疹室扶私、痘瘡、痲疹)料染料等人身に傷害あるや否を吟味する事

實扶的里亞、赤痢等)並に家畜傳染病等發生に徴候あるときは直に之を郡長及び所轄警察署に報告し速かに豫防に着手し且各戸に諭え普く豫防を爲さざめ消毒法を精密に之其人家稠密に町村に於ては避病院を設け患者死者に取扱方等に注意轉旋し患者の出入至治死亡等を日々郡長警察署檢疫委員等へ報告し且埋葬火葬手續及取締に注意し日々員數を取調(町村共有墓地並に町村内寺院共)毎週之を郡長に報告すべし

第六條 豫て各戸に未痘兒を取調べ普く種痘せしむべし但痘瘡流行に際には説諭して再三種接せしむべし

第七條 郡長へ取調開申すべきもれ種類左に條項に従ひ每期之を差出すべし

第一項 出產死亡流産に員數を毎月分取纏め翌月五日迄に差出す事

第二項 死亡者の中中毒死亡者あるときは中毒に原由詳細取調其時々に届出づべき事

第三項 初再三種痘兒の區別未痘兒の員數を取調每半年の統計表を製し前半年分は七月十日

後半年分は其翌年一月十日迄に差出と事

第四項 毎半年中癩病脚氣瘧疾等地方病の有無

類別及び多少と取調前半年分は七月十日後半

年分は其翌年一月十日迄に差出と事

第五項 毎半年中施行せる衛生事務及び衛生上

れ景況を蒐録して考按を付し前半年分は七月

十日後半年分は其翌年一月十日迄に差出と事

第八條 町村醫を設け貧民治療に法方を考按し及び設置

に係る諸般の事務を斡旋すべし

第九條 總て衛生上の事項に就き利害得失に意見あるか

又は疑はまきことあるときは之を郡長又は縣廳へ質問
すべし

第十條 前各條の外縣廳及び主務官吏郡長等より臨時に

指揮をすることあるときは速かに遵行すべし

○甲第五拾四號全日

明治九年甲第百六拾六號布達病院規則第五條第十三節入

院賄料の義明治十二年甲第百貳拾七號布達を以て改正候

處追々物價騰貴に付來る五月一日より當分の内左の通り

相定候條此旨布達候事

上等一日

金三拾三錢五厘

布達之寫

中等一日 金貳拾六錢五厘

○大藏省甲第四拾六號 全十五日

金祿公債證書

鹿兒島縣士族

百圓 丁 四九參七 壹枚 長野 珠城

右は本年一月三日夜盜難

長崎縣士族

五百圓 乙 參七參貳 一枚 稻垣 景

百圓 乙 壹四貳八 壹枚 同 同 名

拾圓 乙 壹九壹壹 壹枚 同 同 名

右は客年十一月廿六日より本年三月十六日迄の間紛失

同

貳拾五圓 丙 八 八 四 壹枚 岩永新七

拾圓 丙 自六五五六四 至六五六七 四枚 同 名

右は本年三月七日同縣士族小野彌平方於て盜難

前書の通り届出候條以後右種類記名の證書一切取引を爲

そ可あらす且其所在見聞の者は速かに管轄廳へ訴出管轄

廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○太政官第拾九號 全十五日 全廿一日

明治九年八月第五號布告米商會所條例中左の通り改正加除候條此旨布告候事

米商會所條例第三條第二節

發起人は其募に應たたる株主等と共に集會を爲し第五條の程限に従ひ五人以上の肝煎及び正副頭取を撰任し其住所姓名年齢等を詳記したる書面を以て地方廳を經由し大藏卿の認許を受くべし大藏卿は時とて其改撰を命ずることあるべし

同第五條第三節

右役員は株主の定例總集會の節投票を以て十株以上を所

持たたる株主中より肝煎を撰舉し肝煎は其同僚中より正副頭取を撰擧し共に其住所姓名年齢等を詳記したる書面を以て地方廳を經由し大藏卿の認許を受て新舊交代せしむべし大藏卿は時とて其改撰を命ずることあるべし

同第七條第二節

株主は肝煎の承諾を得て仲買人と爲るを得其場合に於ては別段證人を要せざると雖ども通常仲買人たるの條件に適應するを要す

同第八條第一節

仲買人たるを得べき者は丁年に至て會所所在の地に於て

滿一年以上米商營業と爲したる者に限る而て仲買人とならんとして欲する者は身元金千圓以上を出し株主二名以上の保證を以て肝煎に申出で其承認を得たる上地方廳を經由て仲買人とならんとする願書を大藏卿に捧げて其認許と受くべき

身元金は現金又は日本政府の公債證書を以て會所より預り置くべき

同 第二節

仲買人は他人の依頼を受けて賣買取引を爲すと自己のためになんか爲すことを問はず會所に對しては其賣買取引上の責任を負ふべきものとす

同 第三節

仲買人は五名と一組とを組合中より一名を推選し肝煎の承認を得て組頭とあり組合中一切の取締を爲さむべき

同 第十條第一節

會所に於て爲す所の賣買取引は現米直取引と定期との二様に分ち又其定期を二種と爲し其一を約定の期限に至り現米金の受渡を爲すものと其二を豫定の期限内に其取引を完結し又は解約するものとす

同 第二節

現米直取引は見本米を以て會所内に於て賣買を爲す其現石受渡の順序は會所の規則に従ふべし

同 第三節

定期賣買を約定せたるものは會所の役員に届出て賣買主雙方より約定し證據金を會所に差入るべし此證據金と少くとも約定代金高十分の二より下るべからず又此證據金の外に時々相場の高下に因ては追證據金或は期日前に至り猶ほ其約定を確固あらしむる爲め増證據金を差入るべし

同 第四節

定期賣買約定の期限は三月より永らざるべし而して其期日に至るに會所の役員立會の上必ず現米金の受渡を爲す其取引を完結すべし但約定済の分を雙方の都合により其期限内に買戻し又は買受けたる分を他人へ賣渡すことを得

同第十一條第一節

會所に於て賣買雙方より領收すべき手数料直取引は賣買金高の二千分の一より多からず又定期取引は千分之二より多らざるべし

同第十六條第一節

頭取肝煎は株主及び役員の進退仲買人の退社又は賣買は實決等を詳記し之を大藏卿に申告すべし

同第十九條第一節

會所の役員及び株主仲買人等此條例を犯すか又は役員たる者株主仲買人の條例を背て犯すを不問に措き又は背犯せしめたる實證あるときは役員并に本人とも其輕重より三拾圓以上千圓以下に罰金に處す

同第二節

前節を犯したる者を告發したる者には其告發に依て科せたる罰金の半額を給す

同第三節

従前此第二節

同第四節

従前の第三節

○太政官第貳拾號 全 廿五日

明治十一年五月第八號告示株式取引所條例中左に通り改正加除又明治十二年二月第八號告示但書を廢す金銀賣買取引の證據金も株式取引所條例に遵ふべし此旨布告候事
株式取引所條例第三章第十五條

丁年にきて仲買人とならんと欲する者は次條に定むる身

元金を差入る取引所の承認を得たる上仲買人とあらんと
する願書を大藏卿に捧げ其認許を受くべし仲買人は他人
の委託を受けて賣買取引を爲すと自己のために爲ることを
問はず取引所に對しては其賣買取引上一切の責任を負ふ
べし

全第十六條

株式仲買人の身元は金貳百圓以上金銀仲買人の身元金は
千圓以上たるべし

全第四章第十九條

取引所の肝煎は五名以上と之株主の總會に於て取引所の

定規より從ひ現に三十株以上を所持する株主中より之を撰
舉る肝煎は其同僚中より頭取壹人を推舉る其住所姓名年
齡等を大藏卿に具申えて其認許を受くべし大藏卿は時と
まては其改撰を命ぜらるゝとあるべし
支配人以下の役員は頭取肝煎の衆議に依り株主又は株主
よりあらざる者を選任することを得

全第五章第三十三條

取引所に於て違約人を處分するは其證據金及び身元金を
以て其違約に依り相手方に於て失ひたる利得と蒙りたる
損害とを償はしめ而して其違約人を除名するに止まるべ

○内務省甲第八號 全廿五日
昨十二年七月より九月まで版權授與之書目並に版權返納別冊の通に候條此旨布達候事

○大藏省甲第四拾七號 全廿六日

今般第十九號公布を以て米商會所條例更正相成候に付は明治九年八月内務省甲第二十九號布達米商會所成規中抵觸の廉は自今消滅の儀と可相心得此旨布達候事

○大藏省甲第四拾八號 全廿七日

金祿公債證書

三百圓 丙 參六參九 壹枚

右は大分縣士族水島文六所有の處客年八月頃自宅於て紛失の旨今般届出候條以後右証書一切取引を爲と可からむ且其所在見聞の者は速かに管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○甲第五拾五號 全廿二日

本年第拾八號公布區町村會法被定候に付ては客年本縣甲第八拾四號布達附村會規則は消滅候義と可相心得此旨布達候事

○甲第五十六號 全日

今般致領布候内務省甲第八號別版權畫目の義は各郡役所へ領布致置候條所管郡役所へ可承合此旨布達候事
○甲第五拾七號全廿三日

大分縣豐前國宇佐郡(大副村原口村山城村)地所建物質入書入公證割印帳明治十一年十二月巳前れ分燒失或ひは紛失候に付當管下於て該村の地所建物を質入書入とし金穀を貸附戸長の公證を受たるものは本年六月三十日限り該村戸長役所へ可申出若し右期限經過の上は關係なきものと

之公証取計候條此旨布達候事
○太政官第貳拾壹號全廿五日

法律定規に遵ひ官許を得たる米商會所株式及び横濱取引所外若くは内たりとも竊に米穀並に金銀貨幣及び株式の限月若くは現場(定期より起りたる現場を云ふ)賣買其他之に類似しする取引を爲したる者及び情を知て賣買取引の場所を給與えたる者若くは其賣買取引を誘助えたる者は拾圓以上貳百圓以下の罰金に處し其賣買取引之無効と爲すべし

但本條を犯したる者を告發えざる者には其告發に因て科したる罰金の全部と給す其自ら犯したる者事未だ發覺せざる前に於て自首えたるときは其罪を問は

を

右布告候事

○工部省第拾號 全十六日 全廿三日

今般長崎縣下肥前國島原灣口の津燈臺に於て左に通り第
六等不動白色の燈明を設け來る五月十日の夜より點燈候
條此旨布達候事

明治十三年 西曆千八百八十年 第貳號

口の津燈臺

一肥前國島原灣口ある口の津港の西岬燈臺に於て第六等
不動白色の燈明を設け明治十三年五月十日 西曆千八百
八十年 第五百

月十の夜を始とま日没より日出迄毎夜點燈と

一該地は英國海軍局第三百五十八號の海圖に依れば北緯
三十二度卅六分五秒にして「グリーンニツチ」より東經百三
十度十三分四十秒に當る

一燈臺は煉化石造白色にして燈籠れ中心迄高さ一丈六尺
五寸なり

一燈明は第六等不動白色に於て海面二百四十八度を照輝
せ一方は北二度西又一方は南六十六度西の方位に於て
蔽遮す

但右は眞方位あり

一燈火は海面より高さ十二丈六尺に去て晴天の時其光線凡そ八里海に達す

○甲第五十八號 全廿四日

來五月十日より通常縣會相關候條此旨布達候事

但議場は假に縣廳内に相設候事

○大藏省甲第四拾九號 全廿四日

金祿公債證書

拾圓	丁	六參貳五	壹枚同上
貳拾五圓	丁	貳七參五	壹枚但利札悉皆切斷發見無之

右は鹿兒島縣士族栗屋市郎八所有の分盜難に罹候段客年十月七日甲第百號を以て及布達置候内今般發見候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第五拾號 全日

金祿公債證書

千圓	乙	二〇六參	貳枚
----	---	------	----

右は東京府士族遠藤常寬所有の分所在不分明の旨本年三月廿四日甲第三拾九號を以て及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○甲第五拾九號 全廿六日

布達之篇

本年四月第拾二號公布集會條例第一條に依り届出の義は
三日前の午前十時迄可届出此旨布達候事

○甲第六十號全日

今般御巡幸に付ては別紙の通り可心得此旨布達候事

一過般當夏本縣並三重縣京都府へ

御巡幸被仰出候處右は親敷地方民情を可被知食 御主

意に付只敬禮を失はざるを旨とし實際は景狀奉俱

震覽の主意に有之然れども萬乘

御親臨は古今稀有の盛典に付各人民お於て勢其敬禮を

盡さんと欲とるの餘り不知不識形容虚飾に流る費用相

懸候様れ議有之も難圖左候ては奉尊の意も却て 聖意

に戻るべきに付諸事心得違無之様可致事

一御通輦れ節小學生徒奉送迎は不苦候得共夫が爲め衣服

帽履等新調ま又は故らに女生徒に若袴せまむる等の議

致す間敷事

御行列拜親勝手たるべし且營業平日の通り相心得居宅

店頭等別段取片付るに不及候事

但御行列拜親場所の義は警察官郡吏戸長等の批圖に

従ふべき事

一御通輦の町村或は 御休泊の宿驛等おて御國旗提灯等

を掲げ祝意を表するは不苦候事

一 諸献上物は一切御採用及相成候事

一 甲府御着輦の節。有位者。帶勳者。六級已上。奉導職。維新前後

王事に勤勞一賞典に預りしものは禮服着用爲伺

天機 行在所へ參上可致事

一 御通輦の道路は通御已前掃除な爲え其塵と生定る恐き

ある場所は水と濯ぐ様可致事

一 御通輦の道節へ敷砂盛砂等致しに不及候事

一通御の節樓上樹上或ひは物影窓等より拜觀致す間敷事

○工部省第拾壹號 全廿三日 全廿八日

京都府下西京電信分局より同府下伏水及び鹿兒島縣下宮

崎電信分局より同縣下鉄肥へ電線架設右兩所へ分局を設

置之來る五月一日より開局音信料左の通りに候條此旨布

達候事

一 伏水分局より隣局西京へは和文音信料金六錢歐文金

貳拾五錢を拂ふべし

一 東西各分局より伏水への和歐文音信料は西京に同之

和文

一 鉄肥分局より鄰局宮崎へは音信料金七錢を拂ふべし